

# 点検評価ポートフォリオ

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部

令和6年3月



## はじめに

新設大学として開学して本年度（令和6年）は5年目を迎えた。学校教育法第109条第1項に基づく自己点検評価について、この「点検評価ポートフォリオ」を作成・公表することとし、今回が4回目となる。これと並行して、文部科学省への設置計画履行状況報告を毎年度行ってきたが、これまで、大学と短期大学部共に、設置計画の確実な履行が担保されているとの評価で、指摘事項は受けていない。大学については、令和5年度が完成年度となり、設置計画履行状況等調査（AC）の現地調査を受審し、年度末の評価においても指摘は受けていない。自己点検評価を着実に実施してきたことが、この好結果につながったものと考えている。

本年度は、大学と短期大学部共に学校教育法第109条第3項に定める5年に一度の分野別認証評価の受審を予定している。代替措置としての第三者認証（外部評価）を受診する予定である。我が国の大学の質保証の仕組みは、大学設置の審査による事前審査を中心とした制度から、設置審査の後に設置計画履行状況等調査と機関別認証評価等の事後評価を加えた制度に変化した。本学はいま、ACを終え分野別認証評価（R6）と機関別認証評価（R8）の準備を行っており、事後評価制度の真ただ中におかれている状況である。

これまで、PDCAサイクルを定着させる取組として、自己点検評価委員長からの改善指導を徹底するよう、各委員会に「改善指示への対応報告書」の提出を求めることとした。また「学修成果」の可視化について協議し、「学修成果の可視化のための学内評価一覧」としてとりまとめた。これは、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の3ポリシーに次ぐ「アセスメントプラン」の策定に近い内容を含んでいる。

大学設置基準等の一部を改正する省令等が令和4年10月1日から施行された。専門職大学設置基準において、「自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うこと」が明確化されている。また、同基準では、各大学における内部質保証は学位プログラム（3つのポリシーに基づいて編成されるもの）を基礎として行われるべきことも明確化されている。

本学では、これまで行ってきた自己点検評価の取組をさらに充実させ、公立大学として社会に対する説明責任を果たし、透明性の高い運営や恒常的な改善に努め、県民に開かれた大学づくりを推進していく方針である。

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学長  
（自己点検評価委員会委員長）  
鈴木 滋彦

## 目次

大学の概要	1
大学の目的	5
<b>I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料</b>	<b>7</b>
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事	9
ロ 教員組織に関する事	13
ハ 教育課程に関する事	17
ニ 施設及び設備に関する事	27
ホ 事務組織に関する事	31
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事	35
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事	39
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	43
リ 財務に関する事	51
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事	55
<b>II 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料</b>	<b>67</b>
<b>III 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料</b>	<b>75</b>
認証評価共通基礎データ	91

## 大学の概要

### (1) 大学名

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部

(Shizuoka Professional University Junior College of Agriculture)

### (2) 所在地

〒438-8577 静岡県磐田市富丘678-1

### (3) 学部等の構成

生産科学科

### (4) 学生数及び教職員数

<学生数>

(年・人)

学科名称(学位)	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	入学者数		
					R 4	R 5	合計
生産科学科 (農林業短期大学士(専門職))	2	100	—	200	92	101	193

※入学者数の合計は在学生数と一致しない。

<教員数>

(人)

	専任教員数						兼務※ 教員数
	教授	准教授	講師	助教	計	助手	
生産科学科	6	5	10	—	21	—	29
うち実務家教員	5	4	8	—	17	—	9

※大学との兼務者及び非常勤講師

<教員以外の職員数>

(人)

職種	専任	兼任	計
学長	—	1	1
事務職員	—	19	19
技術職員	—	—	—
図書館専門職員	—	1	1
その他の職員	—	—	—
計	0	21	21

※大学との兼務を含む

## (5) 理念と特徴

### 〈基本理念〉

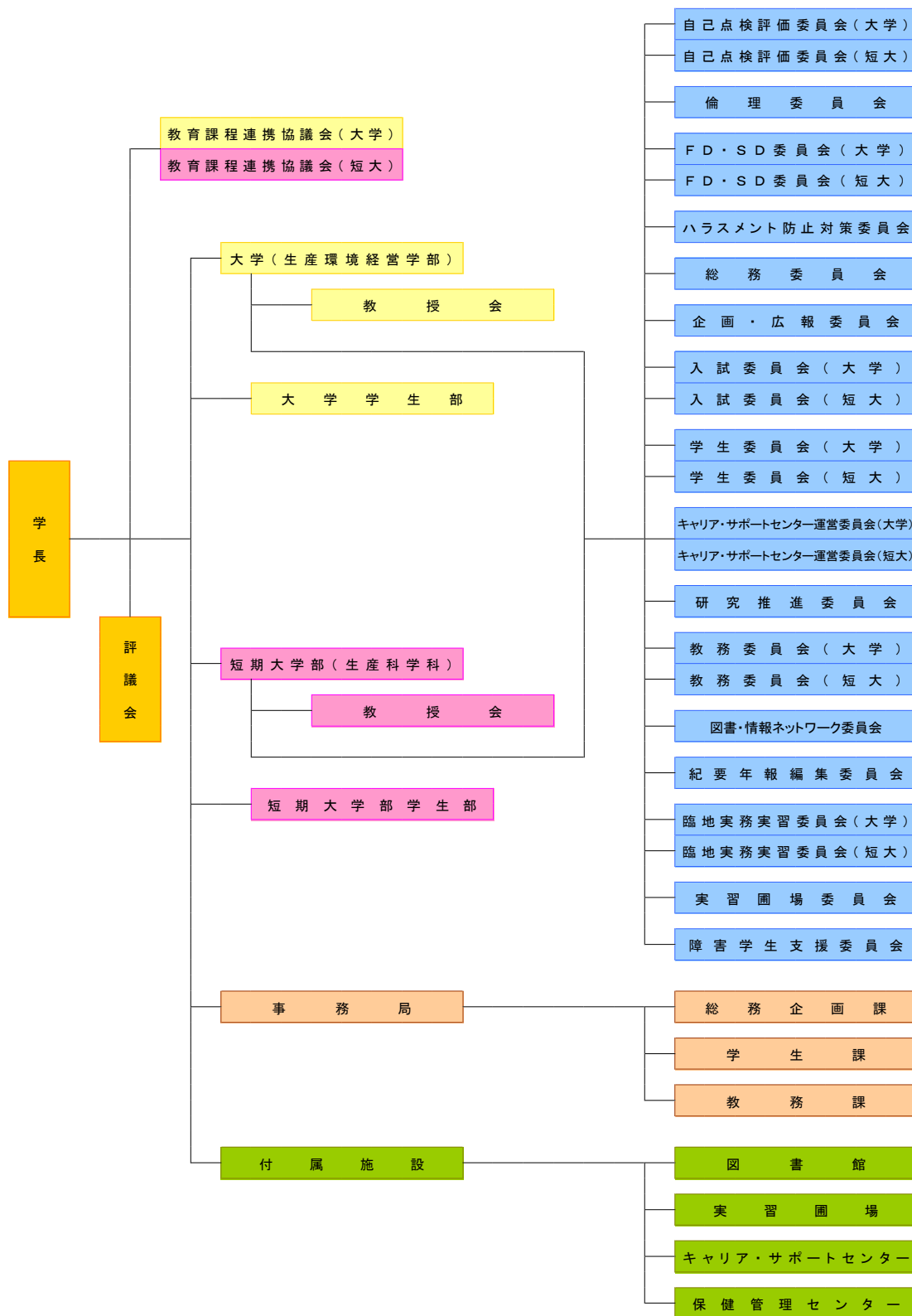
前身の静岡県立農林大学校の校訓である「耕土耕心」、すなわち「大地を耕すことは自らの心を耕すことである」という理念を尊重した上で、年齢や国籍、性別を問わず、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育ていくことができる人材」を養成することを基本理念とする。

### 〈本学の特徴〉

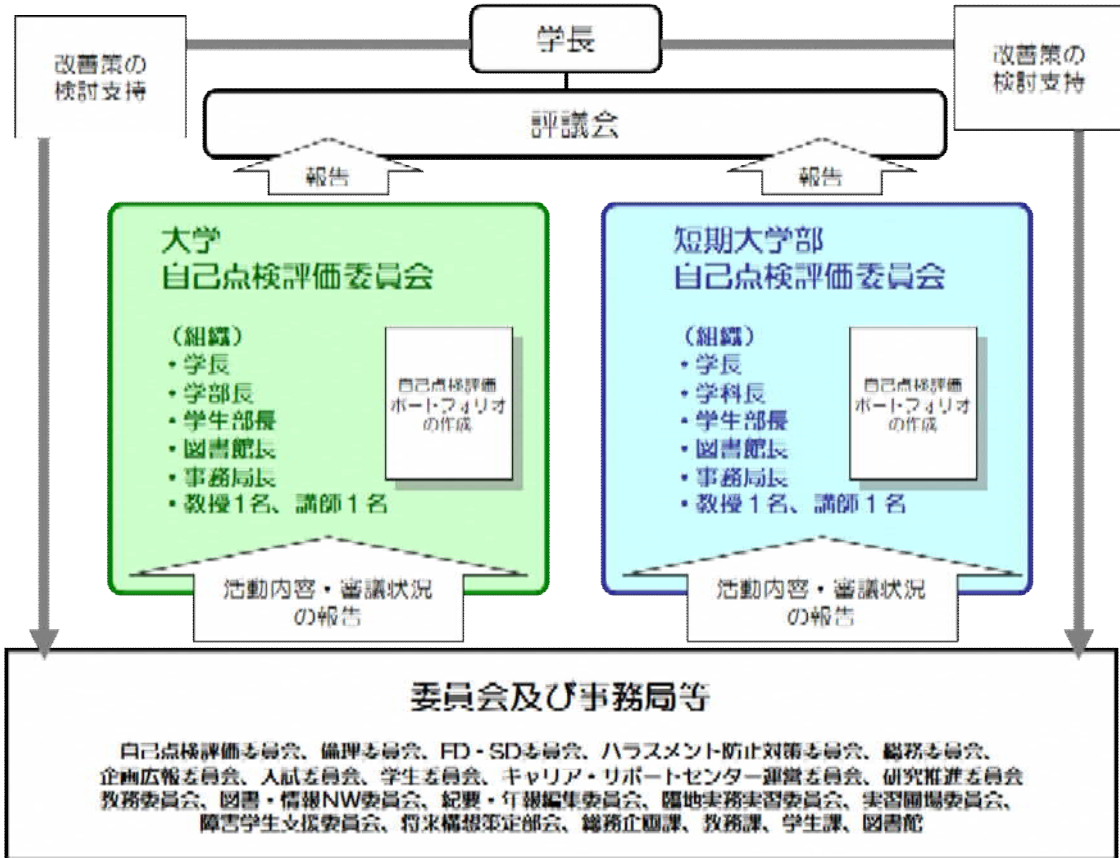
基本理念の実現に資するよう、本学は次のような特色を有する。

- ① 栽培、林業、畜産の各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに農山村の地域社会を支える人材の育成
- ② コース別履修科目と分野横断的な共通履修科目を適切に組み合わせた教育課程
- ③ 少人数授業
- ④ クォーター制の導入
- ⑤ 農林業経営体における臨地実務実習
- ⑥ 現場課題をテーマとしたプロジェクト研究
- ⑦ 1年次全寮制の導入

(6) 大学組織図 (令和5年4月1日現在)



(7) 内部質保証体制図



静岡県立農林環境専門職大学  
学修成果の可視化のための学内評価一覧

自己点検評価評価委員会

本学の教育カリキュラムが3つのポリシーに基づき適切に機能しているかを3つの段階で、多面的、総合的に、評価するための指標の一覧

区分	入学前・入学直後 (アドミッション・ポリシー)		在学中 (カリキュラム・ポリシー)		卒業時 (ディプロマ・ポリシー)	
	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)
大学	入学試験 新入生アンケート	入試(学生課) 学生(学生課)	GPA評価 修得単位数 成績分布 授業評価アンケート(各期末) 大学評価アンケート(3月) 留年率・退学率・休学率・退学率 資格取得 <sup>1)</sup> 教育課程連携協議会	教務(教務課) 教務(教務課) 教務(教務課) FDSD(教務課) 学生・FDSD(学生課・教務課) 学生(学生課) キャリアサポート(学生課) 教務(教務課)	GPA評価 大学評価アンケート(3月) 学位授与数 資格取得 就職率・自家就農率 卒業生調査(卒業3年後) <sup>2)</sup> 就職・採用先アンケート	教務(教務課) 学生・FDSD(学生課・教務課) 教務(教務課) キャリアサポート(学生課) キャリアサポート(学生課) キャリアサポート(学生課) キャリアサポート(学生課)
コース			GPA評価 修得単位数 <sup>3)</sup> 授業評価アンケート(各期末) <sup>4)</sup> ルーブリック評価 <sup>5)</sup> インターンシップ参加	教務(教務課) 教務(教務課) FDSD(教務課) 後期担任(教務課) キャリアサポート(学生課)	就職率・自家就農率 プロジェクト研究 ルーブリック評価 <sup>5)</sup> 資格取得	学生(学生課) プロ研・後期担任(教務課) 後期担任(教務課) キャリアサポート(学生課)
授業科目	農林業基礎科目の成績評価(前期) <sup>7)</sup>	担当教員(教務課)	成績評価 ルーブリック評価 <sup>8)</sup> 出席状況 授業評価アンケート(各期末)	担当教員(教務課) 担当教員(教務課) 担当教員(教務課) 担当教員・FDSD(教務課)		—

1) 在学中の輪旋資格取得者の学内共有化 2) 卒業後の学生調査(就業状況等)を実施  
3) 学生の取得単位を実習担当教員も共有化 4) 各期の授業評価を実習担当教員も共有 5) コース別ルーブリックを教員学生で共有  
6) コース別ルーブリックで学生の自己評価を共有 7) 経営・農林業基礎科目(農林業経営学、経営管理論、農学概論)の成績評価をホームルーム担任も共有  
8) 各講義でルーブリック評価を実施する

## 大学の目的

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部は、農林業の現場を支えていくとともに、農山村の景観、環境、文化等を守り育みながら地域社会を支えていく農林業者の養成を通じて、農林業及び地域社会の発展に貢献することを目的とする。



## I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料



## イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 目的

本学は、農林業の現場を支えていくとともに、農山村の景観、環境、文化等を守り育みながら地域社会を支えていく農林業者の養成を通じて、農林業及び地域社会の発展に貢献することを目的とし、学則第1条に規定している。

また、前身となる静岡県立農林大学校の校訓である「耕土耕心」、すなわち「大地を耕すことは自らの心を耕すことである」という理念を引き続き尊重した上で、年齢や国籍、性別を問わず、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育ていくことができる人材」を養成することを基本理念としている。

学則を含め、本学の規程関係は、大学のホームページ内に「学則・規程集」として公開している。基本理念についても、「基本理念」として分かりやすく掲載し、学生だけでなく広く社会に公表している。

#### 2) 収容定員

収容定員は次のとおりとする。(人)

学科	入学定員	収容定員
生産科学科	100	200

収容定員200名に対して、専任教員が21名（教員1人当たりの学生数は9.5人）いることから、少人数教育を実施しやすい体制を備えている。

本学ではこの特色を生かし、講義は40人以下で行うほか、教育効果や安全性に配慮し、より細やかな指導が必要となる作目別の圃場実習など、実習科目の授業の多くを15名程度の少人数で行うこととしている。

#### 3) 大学の名称

##### ア 大学の名称

本学の名称を「静岡県立農林環境専門職大学短期大学部」とし、国際表記を「Shizuoka Professional University Junior College of Agriculture」としている。「農林」で、農林業生産に関する実践的知識・技術について学ぶことを示し、「環境」で、農林業の営みを通じて形成される農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育ていくことができる人材を養成するという本学の特色を示す

ものである。また、4年制大学である静岡県立農林環境専門職大学と併設する短期大学のため、同大学の「短期大学部」と表記している。

イ 学科の名称

「生産科学科」

農林業を営む上で最も重要である「生産」に関する確かな知識と技術を中心に学ぶことにより、農林業を成長産業として発展させる人材の養成を行うことから、「生産科学科」とし、国際表記を「Department of Agricultural Production」としている。

ウ 本学の愛称

本学が多くの方から親しまれる大学（短期大学部）となるよう、令和元年度に一般公募を行い、応募総数824件の中から、選定委員会の審査により最優秀賞に選ばれた『アグリフォーレ』に決定した。大学ホームページ及びテレビCM等で広く県内外へ広報を実施している。

『アグリフォーレ』：Agriculture(農業)の“アグリ”とForestry(林業)やForest(森)の“フォーレ”を合わせた造語で、「農業・林業のプロフェッショナルを養成する大学」、「農林業を学ぶ緑豊かな森のような学び舎」などの意味が込められている。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

特になし。

改善を要する点

特になし。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
<b>教育基本法</b>	
<p>第七条（大学）            大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。            2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則 第1条（目的）【資料A 01-03-2】</p> <p>大学HP  <a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/philosophy/">【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/philosophy/】</a></p>
<b>学校教育法</b>	
<p>第八十三条            大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。            ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p>	(同上)
<p>第八十三条の二            前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。            ② 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。</p>	
<b>専門職短期大学設置基準</b>	
<p>(教育研究上の目的)            第二条 専門職短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	(教育基本法第7条と同一)
<p>(学科)            第五条 学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであって、教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとする。            2 学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができる。</p>	
<p>(収容定員)            第六条 収容定員は、学科ごとに学則で定めるものとする。この場合において、学科に専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに定めるものとする。            2 前項の場合において、第十八条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る収容定員を、第七十条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を、それぞれ明示するものとする。            3 収容定員は、教員組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。            4 専門職短期大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	<p>認証評価共通基礎データ</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例施行規則 第2条（学科、修業年限及び収容定員）【資料A 01-02】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則 第21条（収容定員）【資料A 01-03-2】</p>
<p>※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること</p>	
<p>(専門職短期大学等の名称)            第五十一条 専門職短期大学は、その名称中に専門職短期大学という文字を用いなければならない。            2 専門職短期大学及び学科(この項及び第七十二条において「専門職短期大学等」という。)の名称は、専門職短期大学等として適当であるとともに、当該専門職短期大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	<p>大学HP「愛称・校章について」  <a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/agriforet/">【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/agriforet/】</a></p>



## □ 教員組織に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 管理運営体制

学長、評議会、教授会を軸として効果的・機動的な意思決定が行える管理運営体制としており、学長は、学科長、事務局長、大学学部長で構成する「4 役会議」を2週毎に実施し、学内の運営に関する案件等の情報収集を図っている。大学の運営に関する重要事項を審議する「評議会」、及び教員人事、教育研究に関する重要事項等を審議する「教授会」とともに、専門的事項を審議する「委員会」を設置している。

これら合議体の審議機関のほかに、教育課程の編成・実施・評価などについて、学長に意見を述べる組織として、学外委員等で構成する「教育課程連携協議会」を設置している。

なお、本学は大学併設であるため、短期大学運営のガバナンスの観点から、学長は大学の学長を兼務しており、「評議会」も大学の事項を併せて審議している。

#### 2) 教授会

学則第14条に設置を定め、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教授会規程に基づき、教授会を運営している。教授会は、全ての専任の教授、准教授、講師で構成し、次の事項を審議している。なお、事務職員との連携の観点から、毎回必ず教務課職員1、2名が参加している。

##### <審議事項>

ア 学科長の選考

イ 教員の人事

ウ 学生の入学及び卒業

エ 学位の授与

オ その他教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

なお、令和5年度は、14回開催され(令和5年4月3日、5月11日、6月6日、7月4日、8月1日、9月5日、10月3日、11月7日、12月5日、令和6年1月11日、2月6日、2月9日、2月13日、3月5日)、短期大学部の運営に関するすべての必要事項について協議(各種委員会での検討事項については報告)が行われた。

#### 3) 教員組織及び専任教員数

教員組織については、学則第3章-第7条(職員)、第7条の2(学長)、第8条(学科長)、及び第11条(学生部長)においてそれぞれの役職を置くことを定めている。

栽培、林業、畜産の各分野に、大学等での教育歴が豊富な専任教員と農林業現場での実績がある実務家教員をバランス良く配置している。なお、実習系科目では静岡県立農林環境専門職大学教員を兼任教員として共同担当することで計画から実施まで円滑に行えるようにしている。

分野別・職位別の教員構成

(人)

分野	職位別の人数（うち実務家教員の数）			
	教授	准教授	講師	合計
栽培	3 (3)	2 (2)	4 (4)	9 (9)
林業	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (3)
畜産	2 (1)	1 (1)	3 (2)	6 (4)
その他*	0 (0)	1 (0)	2 (1)	3 (1)
合計	6 (5)	5 (4)	10 (8)	21 (17)

\* 農業経営、食品加工、農村社会論等

なお、教員名簿は、大学のWebページ内にある設置認可関係書類のページから確認できる。

教授5名、講師1名が令和5年度で退職するため、静岡県立農林環境専門職大学等教員選考規程に基づく選考委員会を設置し、公募及び応募者の審査を行った。その結果、教授5名、准教授1名が選考され、教授会において承認された。令和6年4月1日付けで着任予定である。また、令和6年度の昇任人事も選考委員会で審議され、准教授から教授へ2名、講師から准教授へ2名の昇任が教授会において承認された。

また、本学における学術研究の進展を図るため、客員教授候補者5名の推薦があり、教授会において承認された。この内3名は継続、2名は新規の就任である。

4) 授業科目の担当

「栽培コース」、「林業コース」、「畜産コース」の3コースを置き、各分野の基礎的知識の修得に加え、より専門的に学ぶことができるようカリキュラムを編成して実践的な知識を得られるようにしていることから、各分野については実務に即した教育内容とし、実習科目を多く設けており、より実践的な知識、ノウハウを学ぶことができるよう実務家教員の比率を高くしている。

ただし、学術系からフィールド系までの教育研究に十分対応できるよう配慮するため、大学等での教育歴が豊富な専任教員と、農林業現場での実績があり、かつ、研究能力を有する実務家教員を栽培、林業、畜産の各分野に配置している。併設する静岡県立農林環境専門職大学の教育歴が豊富な教員を学術系科目の兼務として配置するなど授業を共同で担当するようにし、授業計画から実施までをスムーズに行えるよう配慮した。授業担当は教育歴、研究歴、実務経験歴等の専門性の経歴を勘案し、教員選考委員会を組織して平成30年8月28日にこの委員会で決定した。決定した教員の担当科目についてはカリキュラムの変更に伴い教員審査を受け、設置認可時に適合を与えられ、この任務どおりに授業を受け持たせて実施している。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

学長、評議会、教授会を軸としつつ、各種委員会を組織して定期的な審議のもと学内運営を実施している  
他、学外委員等で構成する教育課程連携協議会を設置している。学術系からフィールド系までの教育研究に十分対応できるよう配慮するため、大学等での教育歴

	が豊富な専任教員と、農林業現場での実績があり、かつ、研究能力を有する実務家教員を栽培、林業、畜産の各分野に配置している。
改善を要する点	特になし。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
<b>学校教育法</b>	
第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第14条【資料A 01-03-2】  静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教授会規程【資料A 02-02-2】
<b>専門職短期大学設置基準</b>	
(教員組織) 第二十八条 専門職短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 専門職短期大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。 3 専門職短期大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 4 専門職短期大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第7条【資料A 01-03-2】  静岡県立農林環境専門職大学学長選考等に関する規程【資料A 04-01】  静岡県立農林環境専門職大学学長適任者選考会議規程【資料A 04-02】  静岡県立農林環境専門職大学学部長選考等に関する規程【資料A 04-03】
※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第92条、専門職大学設置基準第34条から第38条を参照すること	静岡県立農林環境専門職大学等図書館長選考規程【資料A 04-05】
(授業科目の担当) 第二十九条 専門職短期大学は、教育上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教(第三十二条及び第五十九条第一項において「教授等」という。)に担当させるものとする。 2 専門職短期大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。	静岡県立農林環境専門職大学等学生部長選考規程【資料A 04-06】  静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教員定年規程【資料A 04-07-2】
(専任教員) 第三十一条 教員は、一の専門職短期大学に限り、専任教員となるものとする。 2 専任教員は、専ら前項の専門職短期大学における教育研究に従事するものとする。 3 前項の規定にかかわらず、専門職短期大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該専門職短期大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該専門職短期大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該専門職短期大学の専任教員とすることができる。	静岡県立農林環境専門職大学等教員の採用及び昇任選考基準【資料A 04-09】  静岡県立農林環境専門職大学等教員選考規程【資料A 04-10】  静岡県立農林環境専門職大学等非常勤講師に関する規程【資料A 04-08】
(専任教員数) 第三十二条 専門職短期大学における専任教員の数は、別表第一イの表により当該専門職短期大学に置く学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数(第五十八条第一項に規定する共同学科(以下この条及び第四十五条において単に「共同学科」という。)が属する分野にあっては、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる教授等の数と第五十九条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数)と別表第	教員名簿(短大)【資料C 05】  設置認可関係書類「教育組織等の編成の考え方及び特色」【資料B 01-05】

<p>一〇の表により専門職短期大学全体の入学定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。</p>	
<p>※ 専任教員の数については、専門職短期大学設置基準別表第一を参照すること</p>	
<p>(実務の経験等を有する専任教員)</p> <p>第三十三条 前条の規定による専任教員の数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者(次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。)とする。</p> <p>2 実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 大学、短期大学又は高等専門学校において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者</p> <p>二 博士の学位、修士の学位又は学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者</p> <p>三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者</p> <p>3 第一項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う者で足りるものとする。</p>	

## ハ 教育課程に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 学生の受け入れ・入学者選抜

##### ア 学生の受け入れ

本学に入学することのできる者は、学則第24条により規定している。

##### イ 入学者の選抜

本学の入学試験の実施は入試委員会において審議することと、入試委員会規程に規定している。令和5年度の入試委員会は、7回(4月12日、5月22日、8月24日、10月20日、11月1日、1月24日)、その他、入学試験後の合格候補者の判定会議を3回(11月30日、令和6年2月7日、令和6年2月10日)開催した。前年度同様、秘匿性の高い入試問題を扱う点や大学では一般入試に大学入学共通テストを採用する点等から、基本的に併設する大学とは別に実施している。

##### <令和6年度の入試状況>

令和6年度入学者選抜について、短期大学部入試委員会では、推薦型選抜入試の小論文問題作成、論文・面接採点基準の確認、一般選抜入試では小論文の問題作成、理科(生物基礎・化学基礎)入試問題の設定、入学者選抜試験の面接官、採点担当者の選定・配置、合格候補者の選定等を担当した。推薦型選抜入試では、募集80名に対し受験者75名(指定校推薦21名、学校長推薦54名)、特別選抜入試では、募集若干名に対し受験者4名(社会人3名、私費外国人1名)の計79名から72名(推薦型選抜70名、特別選抜2名)の合格候補者、一般選抜入試では受験者16名(募集28名)から13名の合格候補者を選定し、合わせて85名を決定した。

文科省が定めたガイドラインに基づき、受験の機会を確保するため、発熱、感染性疾患等の理由で受験できなかった受験生に対して、推薦型選抜、一般選抜とも追試験を設定し、受験生に不利益が及ばないよう十分配慮した結果、一般選抜の1名に対して2月10日に追試験を実施した。

##### <入試問題の検討>

一般選抜入試における理科の問題は、県内高校での利用実績の多い出版社の「化学基礎」「生物基礎」の教科書から、基礎的事項の理解度で選抜する難度の問題とし、基礎学力のある受験生を選抜した。小論文では、推薦型選抜入試は、「就農形態別年齢区分を示したグラフから傾向を分析し、どこに重点を置いた支援策が農業の活性化に効果的であるか」を問う問題、一般選抜入試では、「年齢階層別基幹的農業従事者数の推移を示したグラフから読み取れる我が国の農林業の問題点を述べるとともに、それを解消し、今後の我が国の農林業を持続的に発展させるために必要なこと」を問う問題とし、いずれも、グラフ・数値から問題点の分析ができ、基礎的知識に基づく解決策について本学で具体的に学びたい意識として問う設問とした。なお、開学以来、面接・小論文とも、評価者による差異が生じないよう採点方式の改善を続け、受験生の平等な評価を可能とした。

その他、静岡県立農林環境専門職大学等における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドラインに基づき、本学学生だけでなく入学志願者に対する十分な配慮もしている。

### 入学試験時の小論文テーマの推移

	学校長推薦選抜・特別選抜試験問題	一般選抜試験問題
令和2年	農林業の役割が持続的に発揮されるためにはどうあるべきか、下の枠内から2つの語句を選び、これを用いてあなたの考えを、800字詰め原稿用紙1枚以内で記述しなさい。 枠内語句「食料や農産物の供給」「自然環境の保全」「文化の伝承」「景観の形成」	課題図書【シカ問題を考える】では、その前半で、近年問題化しているシカ被害の特殊性として、葉を中心とする農作物の被害、大規模な森林木の食害による植生変化や土壌流亡に伴う環境破壊等が述べられています。そして、後半の『5章：シカ増加の背景』として「森林伐採による地上植物食糧の増加」、「牧場の増加」、「地球温暖化による冬の死亡率の低下」、「狩猟圧の低下」、「天敵オオカミの絶滅」、「農業人口の減少」等をあげて、様々な考察を加えています。そこで、シカ生息数増加の背景としてとりあげた「①森林伐採による地上植物食糧の増加」、「②牧場の増加」、「③狩猟圧の低下」、「④天敵オオカミの絶滅」、「⑤農業人口の減少」の中から2つを選び、それぞれの解決法について著者の考えとあなたの考えを800字詰め原稿用紙1枚以内で記述しなさい。
令和3年	現在の日本の農林業が抱える問題について、下の枠内から2つの語句を用いて説明しなさい。また、その問題への対応とそこにあなたがどのように関わりたいかについて、併せて800字詰め原稿用紙1枚以内で記述しなさい。 枠内語句「スマート農業」「環境保全」「有機農業」「都市農村交流」「輸出」「大規模化」「6次産業課」「食料自給率」「食品安全性」「GAP」	課題図書【農業がわかると社会のしくみが見えてくる】著者が述べる「日本に農業が必要な理由」について「食料の安全保障」と「農業の多面的機能」の両面から説明するとともに、あなたの考えを800字詰め原稿用紙1枚以内で記述しなさい。
令和4年	SDGs(持続可能な開発目標)を実現させるために、農林業ができることについて論じるとともに、それに関してあなたが、この大学で学びたいことを800字詰め原稿用紙1枚以内で記述しなさい。	農林業の多面的機能の一つとして、生物多様性の保全があげられる。作目(水稲・畑作・茶・果樹・畜産・林業)の一つを選び、生物多様性に配慮した農林業経営の具体例を示すとともに、経営への影響について800字詰め原稿用紙1枚以内で記述しなさい。
令和5年	食品ロスとは、本来食べることができるのに廃棄されてしまう食品のことを言います。令和元年度の推計で、日本の食品ロスは年間570万t、うち事業系が309万t(54%)、家庭系が261万t(46%)です。農林漁業者、食品関連業者あるいは消費の現場で考えられる食品ロス対策について論じなさい。また、食品ロスは何が問題なのか、あなたの考えを記述しなさい。(800字詰め原稿用紙1枚以内)	令和2年度のカロリーベース総合食料自給率は37%、生産額ベース総合食料自給率は67%、飼料用を含む穀物全体の自給率は28%、主食用穀物自給率は60%、米の自給率は97%です。これらのことからわかる日本の食料生産、輸入の状況について論じた後に、自分が考える食料自給率向上対策を記述しなさい。(800字詰め原稿用紙1枚以内)

このグラフからわかる新規就農者の状況がどのようなものであるかを述べた後に、どこに重点を置いて、どのような支援策を講ずるのが農業の活性化に効果的であるか自分の考えを論じてください

図 就農形態別年齢区分別新規就農者数(令和3年)  
データ出典：農林水産省「令和3年新規就農者調査結果」

このグラフは年齢階層別基幹的農業従事者数の推移を示したものである。このグラフから読み取れる我が国の農林業の問題点を述べるとともに、それを解消し、今後の我が国の農林業を持続的に発展させるために必要なことについて、あなたの考えを原稿用紙800字以内で述べなさい。

資料：農林水産省「農林業センサス」、「2010年世界農林業センサス」(組替集計)

#### <選抜体制>

学内教員による入試委員会を組織し、入学試験の企画・検討・事後評価を行った。合否の判定については入試委員会において合格候補者案を作成し、これを教授会において審議し、評議会にお

いて学長が決定した。なお、令和6年度一般選抜入試追試験の教授会審議は、合格発表の日程に合わせるため書面審議となった。

#### 〈選抜方法〉

入学志願者の能力、意欲、適性等を多面的・総合的に判断した。判定に当たっては知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性等について、本学のアドミッションポリシーに従って適切に評価した。なお、社会人選抜、私費外国人留学生選抜については、具体的な将来展望等の聞き取り等の十分な事前相談を実施した上での受験とした。また、入試方法の多様化を図るため、一般選抜のほか、推薦型選抜、特別型選抜を実施した。県内農業関係高校を対象とした指定校推薦選抜については、一部の高校で推薦枠が活用されていないことから、令和6年度の分野別認証評価受審後、学校別の推薦枠数について再検討する予定である。

#### 〈社会人、外国人留学生に対する配慮〉

社会人選抜による入学者に対しては、それぞれ入学後に円滑に学修を進めることができるよう配慮するとともに、就職についても適切な支援を行った。令和4年度に入学した社会人選抜入学者は、企業研修先とのマッチングが奏功し、卒業を待たずに就職した。

## 2) 教育課程の編成方針

本学においては、学部及び学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するとし、学則第29条に規定している。

### ア 教務の円滑な推進と改善

令和5年度は教務委員会を10回開催した。成績評価に関すること、ゲストスピーカーの招聘に関すること、科目「海外農林業事情」に関すること、教育課程連携協議会に関すること、県信連担い手育成支援事業に関すること、静岡県農業振興基金協会事業に関すること、教務委員会の年間開催計画に関すること、教育経費年間使用予定に関すること、スマホ等電子機器類の授業での使用ルールに関すること、プロジェクト研究に係る学生による実験室等施設利用に関すること、ChatGPTの取扱いに関すること、履修コース・実習専攻の選択にかかる手続きに関すること、アカデミックスキルの改訂に関すること、自然災害等による一斉休講措置のガイドランに関すること、卒業証書に関すること、成績評価に関すること、授業時間数に関すること、プロジェクト研究論文の図書館寄贈に関すること、卒業表彰における同窓会長賞の創設に関すること、試験実施に関すること、科目「県外農林業事情」に関すること、短期大学の一部授業における受講人数の変更に関すること、成績評価の年度推移に関すること、令和4年度自己点検評価結果に基づく改善指示への対応に関すること、学生表彰に関すること、令和6年度の大学及び短期大学部の授業担当に関すること、数理・データサイエンス・AI教育強化拠点コンソーシアム東海ブロックへの加入に関すること、令和6年度非常勤講師の選考に関すること、成績処理日程に関すること、「食品加工講義室」の使用マニュアルに関すること、など、教育課程の実施に関する方針

を実行するための多種多様な案件について、協議を行い学内運営に取り組んだ。

### 3) 教育課程連携協議会

教育課程連携協議会は、産業界や地域社会と連携して教育課程を編成するために企業や関係団体等から選出された委員と本学の教員をもって構成し、教育課程への提言をとりまとめ、学長に報告するとともに、学則第16条に規定し、教育課程連絡協議会規則により運営している。

令和5年度の第1回連携協議会は9月15日に開催した。主要テーマは、「プロジェクト研究について」であり、本学からはプロジェクト研究の概要、カリキュラムの位置づけ、学生と教員のマッチングの流れ、これまでの一期生、二期生のプロジェクト研究実績、プロジェクト研究の分野別事例として6つの具体的事例の紹介を報告した。また、プロジェクト研究を終えた学生のプロジェクト研究科目の評価を説明し、試行錯誤で取り組んできたが、予想以上に学生の達成感が認められたこと、課題解決能力のスキル向上のみでなく、様々な学修効果を得られる授業科目と考えられること、学生の希望や就職先に沿うテーマ設定の配慮と教員の負担バランスを考慮して引き続き取り組むことを報告した。

これらの報告に対する委員からの主要な意見は次の通りである。

1. 繁殖の研究に対して興味を持って、ある程度結果を出したということは、尊敬に値すると思う。今後、既存の価値観にとられることなく新たな視点で研究を行う学生がどんどん現れてきたら、農業の未来もそんなに暗いことはないと思う。
2. それぞれの研究テーマについて、非常に様々で、かつより具体的なテーマに設定されており、まさに専門職大学らしいです。ぜひ、継続をしてもらいたい。
3. テーマ設定や活動内容を聞いて、素晴らしいと思った。
4. 学生が実習中で見つけた課題もあるのでしょうか。そこで成果を出したり、研究を進めたりして就職していくというところの事例の話は、やはり理想的であり、そうなるような方向で進められることを現場としても期待したい。
5. 農業高校においても、プロジェクト学習ということはやっているが、実際には、テーマ設定であるとか、指導であるとか、非常に難しいことを実感している。今回のプロジェクト研究事例をみると、本当に素晴らしいと思うとともに、農業関連高校に対して色々ご指導いただきたい。

以上、すべての委員からプロジェクト研究の進め方に関し、肯定的にとらえていただいた。今後も学生の希望や進路を鑑みながらのテーマ設定、計画、実施の指導を進めていくこととした。

第2回教育課程連携協議会は令和6年3月19日に開催した。

主要テーマは、「開学から4年間の短期大学部学生の動向について」、「短期大学部 教育ビジョン(案)について」とした。前者については、開学の令和2年度からの短期大学部の学生の入学、専門希望、就職の動向、就職先からみた卒業生の資質等、後者については本学の将来構想策定部会を中心に協議してきた教育ビジョンと戦略について説明した。これらに対する各委員から

の意見を求めた。以下に各委員の主要な意見を記述する。

1. ビジョンに記載されている「社会人基礎力」は自分のことを考えると、いろんな人と出会ってもまれることでしか養成できない面もある。立派なカリキュラムでやってくれているので、長い目で個人個人にあった教育をお願いしたい。
2. 入学定員割れになってしまったが、今後はビジョンにあることを前面に出しながら対応していただきたい。
3. 卒業生が指定管理の牧場にきてくれるとありがたい。卒業生の4割が就農していることから、今後就農できる場所をいかに作るかが課題だと思う。
4. 県外出身学生をいかに引き留めるかが課題だと考えている。
5. アンケートの採用企業の印象でコミュニケーション、リーダーシップの評価が全国より少し低いのが気になる。今後、リーダーの育成をよろしくをお願いしたい。経営体から話をしてもらうことが効果的ではないか。
6. アメーラグループの10社では全社で農林大学校卒業生が中核を担っており、感謝している。大学校教育の成功事例だと思う。
7. 短大はすぐに戦力となる人に来て欲しい。実習・インターンシップは就職の入り口であるので、機会を増やせば就職に繋がると考える。
8. 短期大学の定員割れの問題は、農業高校側が夢を描かせることができていることにも起因しているのではないかと考えている。

以上、すべての委員から、教育ビジョンについてはほぼ好意的にとらえていただいた。このことから、教育については、次年度より本ビジョンに沿った教育を実施していくこととする。また、次年度の将来構想策定部会でより具体的な内容を追加し、学生の学修効果向上のための指針としていきたい。

#### 4) 教育課程の編成方法

授業科目の開設、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を基に、教務委員会において審議するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。学則第29条2項に規定している。令和5年度は通年の授業科目である「静岡学」、「情報処理」、「体育」を半年ずつに分けてそれぞれⅠ、Ⅱとし、半年で完結させるとともに休学等の学生が履修しやすいように改善した。また、科目そのものの変更ではないが、「農山村田園地域公共学」を2年次の卒業間際の配当から1年次に履修できるよう履修時期を変更した。

#### 5) 専門職大学短期大学の授業科目

授業科目は、基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目に分ける。授業科目及び単位数は別表1のとおりとすると、学則第30条で規定している。

## 6) 単位、単位の授与

### <単位の計算方法>

各授業科目の単位数は、学則第31条において規定している。なお、学則第31条は、令和4年10月1日から施行された専門職大学設置基準の改正に合わせて改正した（施行日は令和5年4月1日付け）。

### <単位の授与>

単位の授与は、学則第34条において規定している。また、単位の授与及び成績の評価の実施に関し必要な事項は、別（履修細則）に定めている。なお、学則第34条は、令和4年10月1日から施行された専門職大学設置基準の改正に合わせて改正した（施行日は令和5年4月1日付け）。

単位の授与は、学則に基づき、各授業科目を履修した者には、評価の上、単位を認定する。

認定の方法は、各種試験、グループワーク、発表、レポート等の成果物、授業・実習・演習の取り組み方などにより、各授業科目担当者が科目の特性を考慮して定める（設置許可申請書より）。令和5年度の単位の授与については、学則別表1のとおり。

## 7) 授業期間

授業期間は大学学則により次のように規定している。

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる（学則第17条）。学年を次の4学期に分ける。4学期のうち2つの学期の開始日は、各4月1日及び10月1日とし、他の2つの学期の開始日及び各学期の終了日は別に定める（学則第18条）。

## 8) 授業の方法

### ア 少人数教育の実施について

本学の入学定員は各学年100名、2学年合計の収容定員は200名である。収容定員200名に対して、専任教員を21名（教員一人当たりの学生数は9.5人）配置することから、少人数教育を実施しやすい体制を備えている。

本学ではこの特色を生かし、実習、演習の授業は40人以下の単位で行うほか、教育効果や安全性に配慮し、より細やかな指導が必要となる「総合実習」や作目別の「圃場実習Ⅰ」、「演習林実習Ⅰ」、実習科目の授業の多くを15名程度の少人数で実施した。

### イ 大学設置基準の改正に伴う40人以上での授業の実施について

令和4年の大学設置基準の改正で、専門職大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数については、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して十分な教育効果を上げることができれば40人にこだわらないことが明確化された。これを受け、本学では令和6年度より必修科目である「農学概論」、「分子生物学」、「農山村田園地域公共学」、「流通加工論」、「コミュニケーション論」、コース選択必修である「施設園芸」の受講人数を、40人を超えて開講することとした。また、授業の方法（必ずマイクを使用、学生の反応を見ながら授業を進める

等)、学生の質問への対応(オフィスアワーを充実させ、いつでも教員が学生の個別質問に対応する等)、学生授業評価アンケートによるモニタリング(学生授業評価アンケートにより前年との比較をすることで教育の質の低下が無いか継続的に確認する)等を行って、教育効果を担保することとした。現在は50人を上限としているが、教育効果を確保しながら適切な人数を設定していく。

9) 成績評価基準等の明示等

授業科目の試験の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。また、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことができると、学則第40条で規定している。

令和5年度の1年生の成績評価では、全体のGPA平均は2.65(昨年度2.57)であり、3以上の学生が27%(昨年度23%)であった。開学初年度の高すぎる評価を見直して教員全体で共有・改善した結果が昨年度と同様に結果として表れつつ、若干GPAが向上した(表1)。

表1 1年生のGPA階級別学生比率(%)

階級	<1.5	1.5 ≤	2 ≤	2.5 ≤	3 ≤	3.5 ≤	4	平均
令和5年度	1	10	24	37	23	4	0	2.65
令和4年度	0	11	37	30	16	7	0	2.57
令和3年度	1	11	30	37	17	3	0	2.59
令和2年度	3	5	13	26	36	16	1	2.94

令和5年度の2年生(1,2年累積)の成績評価では、全体のGPA平均は2.64であり、3以上の学生が27%(昨年度22%)であった。1年生と同様に、教員全体による評価基準の共有・改善の結果が表れた。1.5未満の学生はいなかった。

表2 2年生のGPA階級別学生比率(%)

階級	<1.5	1.5 ≤	2 ≤	2.5 ≤	3 ≤	3.5 ≤	4	平均
令和5年度	0	6	42	26	19	8	0	2.64
令和4年度	0	8	28	42	15	7	0	2.64
令和3年度	1	7	17	32	30	13	0	2.84

10) 履修科目の登録の上限

第34条 履修科目として登録することのできる単位数は、学則第30条別表1に定める履修単位数上限のとおり(年間45単位)と、学則第33条で規定しているが、これを超える学生はおらず最高44単位の履修であった(表3)。なお、1年生の平均取得単位は39.4単位であった(自由科目を除く)。

表3 1年生の取得単位数の分布(人)

取得単位	≤32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	計
令和5年度	1	0	0	2	1	15	3	38	8	15	8	4	3	98
令和4年度	1	7	0	20	1	25	6	20	4	3	2	0	1	90
令和3年度	0	7	1	30	1	31	1	12	1	4	1	0	0	89
令和2年度	1	1	0	23	0	16	5	19	3	6	1	2	0	77

2年生の取得単位の分布は表4となり、卒業単位である68単位は40人で、最も多かった。なお、2年次年間で、履修登録の上限単位数の45単位を超える取得者はいなかった。なお、68単位未満の学生の内訳は、企業実習の未履修者が2人、2年冬期の未履修者が1人となっている。

表4 2年生の取得単位数の分布(人)

取得単位	<68	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79≤	計
令和5年度	3	40	3	25	5	4	0	2	2	3	1	0	1	89
令和4年度	4	51	2	18	2	7	1	2	0	0	0	1	0	88
令和3年度	1	20	2	25	2	15	4	5	1	1	0	1	0	77

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

- ・学内の関係教職員による入試委員会を組織し、入学試験の企画・検討・事後評価を行った。入試委員会において合格候補者案を作成し、これを教授会において審議し、評議会において学長が85名の合格者を決定した。教育課程連携協議会で出された課題について評議会等で検討している。
- ・教育課程の編成は設置認可時どおり実施できた。1年生の取得単位は最多学生で44単位であり規程の45単位を超えることはなかった。
- ・学生の履修に関しては、1年生全体のGPA平均は2.65、3以上の学生が27%と前年度よりやや向上した。成績評価に関するガイドラインを見直して教員が共有した改善効果が継続してみられつつ、学修成果が表れた結果と思われる。

改善を要する点

- ・令和6年度から6科目については、40人を超えて授業を行うようにした。その他の授業についても、方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して十分な教育効果を上げることができると考えられる科目については、40人を超えて授業を行うことを検討する。
- ・教員によって担当する授業の数や受け持つ学生数が大きく異なることから、その差を小さくすることについて教務委員会で検討する必要がある。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
<p><b>専門職短期大学設置基準</b></p> <p>(入学者選抜)</p> <p>第三条 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>2 専門職短期大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第26条（入学者の選考）【資料A 01-03-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部入試委員会規程【資料A 03-07-2】</p>
<p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照する</p>	
<p>(教育課程の編成方針)</p> <p>第七条 専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、専門職短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を育成するとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 専門職短期大学は、学科に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。</p> <p>4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第29条（教育課程の編成方針）【資料A 01-03-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教育課程連絡協議会規則【資料A 01-04-2】</p>
<p>(教育課程連携協議会)</p> <p>第八条 専門職短期大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。</p> <p>2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>一 学長が指名する教員その他の職員</p> <p>二 当該専門職短期大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの</p> <p>三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者</p> <p>四 臨地実務実習(第二十六条第一項第四号に規定する臨地実務実習をいう。)その他の授業科目の開発又は授業の実施において当該専門職短期大学と協力する事業者</p> <p>五 当該専門職短期大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの</p> <p>3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。</p> <p>一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開発その他の教育課程の編成に関する基本的な事項</p> <p>二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第16条（教育課程連携協議会）【資料A 01-03-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教育課程連絡協議会規則【資料A 01-04-2】</p> <p>第1回教育課程連携協議会短大資料【資料C 02】</p> <p>第2回教育課程連携協議会短大資料【資料C 03】</p>
<p>(教育課程の編成方法)</p> <p>第九条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第29条（授業科目）、別表1【資料A 01-03-2】</p>
<p>(専門職短期大学の授業科目)</p> <p>第十条 専門職短期大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。</p> <p>一 基礎科目(生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。)</p> <p>二 職業専門科目(専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。)</p> <p>三 展開科目(専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。)</p> <p>四 総合科目(修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。)</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第30条（授業科目）、別表1【資料A 01-03-2】</p> <p>設置認可関係書類「4 教育課程の編成の考え方及び特色」【資料B 01-04】</p>
<p>(単位)</p> <p>第十一条 各授業科目の単位数は、専門職短期大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第31条（単位の計算方法）【資料A 01-03-2】</p>

<p>効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。</p> <p>一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とする。</p> <p>二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	
<p>(一年間の授業期間) 第十二条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第32条（授業期間）【資料A 01-03-2】</p>
<p>(各授業科目の授業期間) 第十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第17条(学年)、第18条(学期)【資料A 01-03-2】</p>
<p>(授業の方法) 第十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 専門職短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 専門職短期大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 専門職短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<p>設置認可関係書類「4 教育課程の編成の考え方及び特色」【資料B 01-04】</p>
<p>(成績評価基準等の明示等) 第十六条 専門職短期大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 専門職短期大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p>	<p>大学HPシラバス 【<a href="https://www.spua.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx">https://www.spua.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx</a>】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第40条（成績の評価）【資料A 01-03-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部履修細則【資料A 08-02-2】</p> <p>短期大学部 成績評価の年次別推移(R2～5)【資料C 06】</p>
<p>(単位の授与) 第十九条 専門職短期大学は、一の授業科目を履修した学生に対し、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第十一条第三項の授業科目については、専門職短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第34条（単位の授与）【資料A 01-03-2】</p>
<p>(履修科目の登録の上限) 第二十条 専門職短期大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 専門職短期大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第33条（履修方法）、別表1【資料A 01-03-2】</p>

## 二 施設及び設備に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 校地

本学の校地は、静岡県立農林環境専門職大学と共用する。専門職短期大学設置基準第44条、専門職大学設置基準第46条の規定では基準校地面積2,960㎡要するが、本学では計画どおり28,545㎡であり、学生が余裕をもって休息、交流等ができるスペースがある。

また、上記によるほか、附属施設の実習圃場15,843㎡、機械研修場36,656㎡等もあり、演習及び教育研究等を支障なく実施することができている。

#### 2) 運動場

A棟から約300mの位置に運動場10,469㎡があり、様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用することができる。

#### 3) 校舎施設等

本学の校地は、静岡県立農林環境専門職大学と共用するので、専門職短期大学設置基準第45条、専門職大学設置基準第47条の規定により基準校校舎面積6,796㎡要するところを、C棟の建築工事完了により、A、B及びC棟合計で校舎面積6,899㎡となった。各校舎には、学長室、研究室、図書館、講義室、実験実習室、情報処理室、福利厚生施設など課程、事務機能に必要な施設及び機能を有している。令和3年度には、新学生寮の建設が完了したほか、旧共同教員室や旧臨時図書室の教員個室等への改修、学生用駐輪場の増築も実施し、大学施設全体の機能性、快適性等を向上させた。また、一連の建築改修工事の完了等に伴い、教室等の配置を確定（変更）した。

(変更内容)

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大を受け、インターネット環境が整備されている視聴覚室やミーティングルームを講義室として整理した。
- (2) 合わせて感染拡大防止の観点から、実習等における更衣スペースをしっかりと確保するよう、インターネット環境がない一部講義室は更衣室等に変更した。
- (3) 研究室について、圃場実習を担当する教員の利便性を考慮し、併設の大学教員と合わせて配置を変更した。

上記変更にあたっては、教育の質を落とさないよう、計画時の室数を維持した。

令和4年度は老朽化した学生寮の解体・改修工事を行い、令和5年度には解体後跡地を学生の憩いの場である芝生広場や駐輪場として整備した。

この跡地整備をもって、農林大学校からの移行のための一連の施設整備は完了したため、以後は、県の中期維持保全計画に基づき、計画的に施設の保全を行っていく。

同計画の主な内容としては、A棟の劣化した手摺・樋等の修繕を行う工事、B棟加工実験室のひび割れの補修等を行う工事、女子寮の受変電設備を更新する工事や、体育館の内装（床・階段・オペレーター等）を修繕する工事などが、令和6年度以降に予定されている。

#### 4) 図書館の資料及び図書館

約710㎡（図書館563.26㎡、自習室59.91㎡、閉架書庫65.66㎡、図書整理室21.94㎡）の図書館をC棟の2、3階に開設している。蔵書能力約56,000冊の書架、約100席の閲覧席ほか、レファレンス・コーナー、図書整理室、書庫、ブラウジングスペース、PC・AVコーナー等があり、教育研究に十分な規模と機能を有している。館内では、持込みのパソコンに無線LANの接続が可能である。職員体制は司書資格を有する職員1名と会計年度任用職員2名（司書資格無し）が専任で業務にあっている。

令和5年度は、令和2年度に定めた資料収集方針に基づき、新たに1,200冊以上の図書を整備した。100タイトル以上の雑誌を受入れ、オンラインデータベースや電子ジャーナルを継続して導入し、学生や教職員の教育研究及び学習支援に役立てている。

図書館のサービス面では、新入生に向けたガイダンスを実施した。また、国立情報学研究所（NII）のILLシステムを活用した文献複写、現物貸借に関する料金の相殺サービス制度に加入し、利便性を高めた。

また、学内の教育研究成果を公開する農林環境専門職大学リポジトリを設置しており、学術情報のオープンアクセス化に寄与している。

#### 5) 機械、器具等

機械、器具等は、本学教員の要望やカリキュラムにおける必要性をもとに整備を進めている。これまで、学生がモバイル機器を用いたモニタリングや遠隔での環境制御技術を体験できる温室統合環境制御装置や、高性能の林業機械シミュレータの整備、B棟へのWi-Fi環境整備等を行ってきた。また、無人トラクタや、クリープメータ、凍結乾燥機等、本学の特色である先端農業や加工流通等の教育関連備品について、県内農業団体からの寄付を活用した整備も行っている。

令和5年度は、研究等で活用するため、高精度3次元点群の取得が可能なUAV（ドローン）測量システムを新たに整備した。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	図書館では、学生・教員の研究・学修がしやすいよう整備が進められた。
改善を要する点	圃場近くにある現場教室は建物が古いためエアコンが無く、Wi-Fi環境も整っていないことから、将来構想策定部会で施設整備について検討する必要がある。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
<p>専門職短期大学設置基準</p> <p>(校地)</p> <p>第四十条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、専門職短期大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職短期大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって休息、交流その他に利用できるものであること。</p> <p>二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。</p>	<p>設置認可関係書類「6 校地校舎等の図面」【資料B 03-01】</p> <p>設置認可関係書類「履行状況報告書」【資料B 05-01】</p>
<p>※ 必要な校地の面積については、専門職短期大学設置基準第44条を参照すること</p> <p>(運動場、体育館その他のスポーツ施設)</p> <p>第四十一条 専門職短期大学は、原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、専門職短期大学は、やむを得ない特別の事情があるときは、体育館その他のスポーツ施設を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職短期大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、体育館その他のスポーツ施設を設けないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、当該専門職短期大学以外の者が備える運動施設であって次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。</p> <p>一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。</p> <p>二 校舎から至近の位置に立地していること。</p> <p>三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。</p>	<p>(同上)</p>
<p>(校舎等)</p> <p>第四十二条 校舎には、専門職短期大学の組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 学長室、会議室、事務室</p> <p>二 教室(講義室、演習室、実験室、実習室等とする。)、研究室</p> <p>三 図書館、保健室</p> <p>2 教室は、学科の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。</p> <p>5 専門職短期大学は、第一項及び前項に掲げる施設のほか、なるべく講堂、学生自習室及び学生控室並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。</p> <p>6 夜間学科等を置く専門職短期大学又は昼夜開講制を実施する専門職短期大学にあっては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p>	<p>(同上)</p>
<p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、専門職短期大学設置基準第45条・第46条・別表第二を参照すること</p>	<p>(同上)</p>
<p>(図書等の資料及び図書館)</p> <p>第四十三条 専門職短期大学は、学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。</p> <p>2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の専門職短期大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。</p> <p>4 図書館には、専門職短期大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。</p> <p>5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。</p>	<p>(同上)</p>

<p>(実務実習に必要な施設)</p> <p>第四十七条 専門職短期大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。</p>	<p>(同上)</p>
<p>(機械、器具等)</p> <p>第四十八条 専門職短期大学には、学科の種類、学生数及び教員数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p>	<p>(同上)</p>

## ホ 事務組織に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 事務組織

学則第2章－第6条により事務局の設置を定めている。令和5年度は、事務局長、総務企画課（8名、内1名は育休中）、教務課（5名、内1名は育休中）、学生課（5名）で構成している（基本的に専門職大学との兼任である。）。

また、図書館を設置しており、館長（農林環境専門職大学の教授が兼務）の下に、司書1名を配置している。職員の配置及び事務分担については、各自の経験・能力・専門性等を踏まえた適材適所の配置と適正な事務量となるよう配慮し、職員それぞれが能力を発揮しつつ互いに協働し、有機的かつ効率的に事務を遂行して大学を円滑に運営できるよう努めている。学生課は、学生寮と講義室及び実習圃場との間に位置し、学生が相談しやすい環境にある。

毎週、事務局会議と称し、事務局長、各課課長及び班長が出席し、その間のスケジュールや連絡事項の共有を行っている。

なお、効果的・機動的な意思決定を行うための管理運営体制として設けられた4役会議には、学長、学科長、生産環境経営学部の学部長に加え、事務局長が出席し、2週間に一度、教員組織と事務局との情報共有の場となっている。

さらに、4役会議と事務局が合同で行う拡大事務局会議についても、2週間に一度開催し、現場の状況や課題を4役に共有する場となっている。

#### 2) 厚生補導の組織、および社会的及び組織的自立を図るために必要な能力を培うための体制

学則第3章－第11条により、学生部に学生部長を置くことを定めている。また、学則第4章－第15条に基づき学生委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学生委員会規程にて詳細を定めている。学生が卒業後自らの資質を向上させ社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができるよう、入学当初から就職後の状況までを随時見届けていくシステムを構築することとしている。具体的方策は、以下の通りである。

- ・キャリア・サポートセンターの設置
- ・障害学生支援委員会の設置
- ・学生委員会の設置
- ・入学時における卒業後の進路志望の把握
- ・教育課程内の取組

「社会人としての意識の醸成」、「農林業者としての職業観の涵養」、「農林業経営イメージ形成」の三つの視点でのカリキュラムマップ

- ・奨学援護 奨学金申請支援、アルバイト紹介
- ・保健指導 健康相談、カウンセリング
- ・学生自治会、サークル活動支援

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生寮の運営（管理、生活指導）</li> <li>・ 卒業後の支援  本学キャリア・サポートセンターと各地域の農林事務所や各分野の研究所が連携し、卒業後も卒業生が必要な支援を的確に受けられる体制を整える。</li> <li>・ 指導教員体制の充実  分野別担当教員が所属学生の就職指導に当たるとともに、すべての専任教員がオフィスアワーを活用して指導に当たっている。</li> </ul>	
<input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。	
優れた点	2週間単位で開催する「4役会議」、「拡大事務局会議」、また毎週開催している「事務局会議」を活用し、大学内の情報共有や意思決定までの方針・手順等の確認を、効果的・効率的に行うことができている。 また、障害学生支援委員会を新たに設置し、障害を持つ学生への支援を全学で行うための体制整備を行うことができた。
改善を要する点	留学生や国際交流に対応する学内組織の設置について検討する必要がある。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
<p>専門職短期大学設置基準</p>	
<p>(事務組織) 第五十二条 専門職短期大学には、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第6条（事務局）【資料A 01-03-2】  教職員組織図【資料C 01】</p>
<p>(厚生補導の組織) 第五十三条 専門職短期大学には、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第11条（学生部長）【資料A 01-03-2】  静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学生委員会規程【資料A 03-08-2】・</p>
<p>(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制) 第五十四条 専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、専門職短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等キャリア・サポートセンター運営委員会規程【資料A 03-09-2】</p>



## へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針 並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 三つのポリシー（\*設置認可申請書より）

本学は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を次のように定めている。第2回専門職大学基本計画検討委員会（平成30年5月28日）にてディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーを、第3回専門職大学基本計画検討委員会（平成30年10月11日）にてカリキュラム・ポリシーを検討、決定した。

#### ア ディプロマ・ポリシー

多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育てていくことができる人材に求められる次に掲げる資質・能力を身に付け、所定の単位を修得した者に学位を授与する。

- ・ 社会人に求められる知識を有するとともに、社会において他者と円滑にコミュニケーションをとることができる素養を有している。
- ・ 農作物栽培、木材生産、家畜飼養など、栽培、林業、畜産の各分野における生産現場の生産性向上等を図るための、生産に関する知識・技術や生産に活用される先端技術を生産現場へ導入する能力を有している。
- ・ 農山村の地域社会を支える生産者として、農林業の営みを通じて形成される農山村地域の環境を守り育てていくための農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などに関する基礎的な知識を有している。
- ・ 農山村の地域資源や生産する農林産物に対応した加工・流通・販売などに関する知識を活用し、栽培、林業、畜産の各分野において生産物の付加価値向上を図るための手法を理解している。
- ・ 修得した専門知識と技術を駆使して栽培、林業、畜産の各分野の生産現場における課題を探求し、解決に必要な情報を収集・整理する手法を理解している。

#### イ カリキュラム・ポリシー

- ・ ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を修得させるため、栽培、林業、畜産の各分野の生産現場においてリーダーとなるために必要な知識や、農山村の地域社会を生産者として支えていくために必要な知識などを身に付けるための科目群を、講義、演習、実習等を効果的に組み合わせ編成する。
- ・ 栽培、林業、畜産の各分野に対応した3コース制とし、1年次後半から栽培コース、林業コー

ス、畜産コースに分かれて、自らが選択したコースの専門的な知識・技術に関する科目を履修する。各分野に関連・共通する知識・技術については、1年次後半以降も共通で履修することとし、栽培、林業、畜産の3分野に対応したコース別の履修科目と、2年間を通じて配置する分野横断的な共通の履修科目を適切に組み合わせて教育課程を編成する。

- ・少人数教育や実習・演習を重視した教育課程により、栽培、林業、畜産の各分野の生産における実践力や、各分野に関連・共通する知識を活用して生産物の付加価値向上を図ることができる創造力を養成するとともに、農山村の地域社会を生産者として支えていくための農山村の環境、景観、伝統・文化などに関する基礎的な知識を修得させる。
- ・成績評価は、学生の基礎的・基本的な知識に加え、技能習熟度や主体的に学習に取り組む態度、問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の学習成果を評価基準として行う。また、学生が主体的かつ充実した学習効果を挙げることができるようGPA制度を活用する。

#### ウ アドミッション・ポリシー

本学は、基本理念である「将来の農林業を取り巻く環境変化に対応し、確かな知識・技術で生産現場を支えるとともに、先端技術や加工・流通・販売などの知識を活用して、生産現場に新たな展開を生み出すことのできる人材を養成する」という考えのもと、次のような資質を有する学生を求める。

なお、入学者選抜に当たっては、農林業に対する意欲を重視し、年齢・国籍を問わず、広く受験生を募集する。

- ・農林業生産技術を学ぶ上で必要な基礎学力と知識を身に付けている人
- ・課題解決や新たな価値の創造に取り組むために、従来の常識にとらわれない柔軟な思考力を備えている人
- ・農林業に高い関心を持ち、生産現場の技術者や指導者になろうとする意欲がある人
- ・身に付けた技術や知識で農林業の発展に貢献する意欲がある人

#### 2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性

本学の「基本理念」に掲げる養成人材像並びに「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」を実現するためのカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）を、前述のとおり定めた。

ア 基礎科目については、社会人に求められる実用的な知識やコミュニケーション能力及び価値観の相違や多様性などを理解し多面的に物事を考える素養を身に付けるための科目として9科目を配置した。

イ 職業専門科目については、農林業生産現場の生産性向上等を図るための農林業生産に関する専門的な知識・技術や農林業生産に活用される先端技術を生産現場へ導入する能力を育成するための科目や、農山村の地域社会を支える生産者として、農林業の営みを通じて形成される農山村地域の環境を守り育てていくための農山村の自然環境や景観の保全に関する知識を学ぶ科目を配置した。

ウ 展開科目については、農山村の地域社会を支える農林業生産者として必要な伝統・文化の継承などに関する知識を学び、また、農山村の地域資源や栽培、林業、畜産の各分野の加工・流通・販売などに関する知識を活用し、生産物の付加価値向上を図るための手法の理解するための科目として、共通科目と生産理論と同様の3コースに分かれて学ぶ科目を配置した。

エ 総合科目では、修得した専門知識と技術を駆使して農林業生産現場における課題を探求し、解決に必要な情報を収集・分析・整理するとともに、分析・整理した結果を表現できる能力を養成する科目として、農林業生産現場における課題の解決に向けた研究の手法などを学ぶ「プロジェクト研究」を必修科目として配置した。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを専門職大学基本計画検討委員会(平成30年5月28日及び10月11日)にて検討・決定し、一貫性のあるカリキュラム編成を構築している。
改善を要する点	特になし

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
<p>学校教育法施行規則</p> <p>第百六十五条の二</p> <p>大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。</p> <p>一 卒業の認定に関する方針</p> <p>二 教育課程の編成及び実施に関する方針</p> <p>三 入学者の受入れに関する方針</p> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則</p> <p>第41条（卒業）</p> <p>第42条（学位授与）</p> <p>第29条（教育課程の編成方針）</p> <p>第33条（履修方法）</p> <p>第24条（入学資格）</p> <p>【資料A 01-03-1】</p> <p>カリキュラムマップ</p> <p>【<a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/twoyears/document/curriculum_map_2020.pdf">https://shizuoka-norin-u.ac.jp/twoyears/document/curriculum_map_2020.pdf</a>】</p>

## ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公開に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 情報の公表

＜教員の教育研究・社会貢献活動に関する情報公開＞

論文42編（短大 23編、4大 19編）、著書10編（短大 5編、4大 5編）、学会・研究会における発表54件（短大 11編、4大 43編）、前述以外の専門誌、新聞や広報誌等で43件（短大 14件、4大 29件）を研究成果として公開した。また、開学当初より引き続き教育研究・社会貢献活動の記録である「紀要・年報（アグリフォーレ・レポート）」の第3号（108頁、220部）を7月31日に刊行し、関係大学等に配布するとともに、より広く情報を公表するために機関リポジトリによりインターネットを通じて第1～3号を学内外に無償で公開している。なお、本紀要・年報には原著論文 2編、調査・技術論文 3編、総説 1編、研究活動紹介 8編等が掲載されている。さらに、公開講座、研修会、セミナー等へ教員を講師としてのべ49名（短大 30名、4大 19名）を派遣し、教育研究活動で得られた成果を含めて講演した。

＜広報活動、高大連携等＞

学則第4章－第16条に基づき企画広報委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学等企画広報委員会規程にて詳細を定めている。本学は、県立の公立大学であることから県民をはじめ地域社会および農林環境業務への就業を志す高校生に対して、大学の活動に関する情報を積極的に提供していく方針である。本年度は広報業務の一環として、大学案内6,000部、ポスター（A1版100部、B1版20部）、パンフレット（1,000部、英語版500部）等を作成したほか、テレビCMの制作及び放映、施設紹介動画の改訂及び公開、新聞広告、交通広告、受験サイト・アプリへの広告、インターネット広告等を行った。また、本学に関心のある高校生を対象に6回のオープンキャンパスを開催し、高校生等270名・保護者等270名の参加を得たほか、当日のダイジェスト動画を制作し、Youtube等で公開した。さらに、高校訪問・ガイダンス参加が延べ約200回、HP及びSNSでの情報発信、個別見学の随時受け入れ、日本学校農業クラブ全国大会においてブースを出展し、参加高校生等への広報活動も実施した。なお、静岡県学校農業クラブ連盟と緑の学園・農業クラブリーダー講習会（7月31日、参加者74名）を本学において開催した。さらに、小中高生を対象とした出前講座へのべ17名（短大4件、4大11件）を派遣し、農林業や環境に興味を持ってもらうように地域の教育活動にも積極的に携わった。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	<p>各種媒体等を活用して、地域社会および本大学・短期大学に関心のある高校生に対して、大学の設置目的や教育内容について効率的かつ積極的に広報活動を行うことができた。</p> <p>広報アンバサダーとしてZ世代に人気のある著名人を起用し、高校生が良く視</p>
------	---

	<p>聴するインターネット広告での本大学・短期大学の認知度向上に力を入れ、積極的な広報活動を行った。高大連携活動として、県内のみならず、県外の農業関係高校にも訪問・PR活動を実施した。</p> <p>また、設置計画履行状況報告書や自己点検評価報告書の公表について、速やかに実施している。</p>
改善を要する点	<p>オープンキャンパスについては、昨年度より定員を増やし、全て土日開催とすることで多くの高校生等を受け入れた。また、体験授業を実施したので満足度は高かったが、アンケート結果で「学生の声を聞きたかった」という意見があった。今回初めて学生にも案内等一部協力してもらったが、学生との交流の場を検討する必要がある。</p>

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
<b>学校教育法</b>	
<p>第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等企画広報委員会規程【資料A 03-06】</p>
<b>学校教育法施行規則</b>	
<p>第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <p>一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること</p> <p>二 教育研究上の基本組織に関すること</p> <p>三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること</p> <p>四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</p> <p>五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること</p> <p>六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること</p> <p>七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること</p> <p>八 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること</p> <p>九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</p> <p>2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。</p> <p>3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。</p>	<p>大学HP 【<a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/">https://shizuoka-norin-u.ac.jp/</a>】</p> <p>一 基本理念、教育目標 二 ホームページ 三 教員名簿、教員紹介 四 入試情報、就職・キャリア支援 五 カリキュラムマップ 六 4年間の学び 七 学生生活 八 学納金・給付金制度 九 上記四及び六に同じ</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学リポジトリ「アグリフォーレ・レポート」 【<a href="https://spua.repo.nii.ac.jp/records/15">https://spua.repo.nii.ac.jp/records/15</a>】</p> <p>設置計画履行状況報告書【資料B 05】</p> <p>自己点検評価報告書 【<a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/">https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/</a>】</p>



## チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 自己点検・評価

教育研究水準の向上と大学の質保証を図るため、「自己点検評価委員会」を設置して、教育及び研究、組織及び設備、管理運営等の状況について自己点検評価を開学初年度(令和2年度)から開始している。

令和5年度は計6回(令和5年4月13日、5月12日(書面)、6月6日、11月29日、12月14日(書面)、令和6年2月27日)の委員会を開催した。令和6年度の分野別認証評価の受審に向け、第1回の委員会において、一般社団法人 専門職高等教育質保証機構 代表理事 川口昭彦氏を招き、「静岡県立農林環境専門職大学・短期大学の質保証～農林環境分野認証評価～」と題し、講演会を開催した。参加者は自己点検評価委員会の委員に限らず他の教職員も参加可能とし、委員の他約20名が参加した。その後、川口氏と意見交換の時間を設け、分野別認証評価の基準の考え方や今後のスケジュールについて、大学と短期大学部とそれぞれで話し合った。

第2回は、昨年度同様、中間報告としてまとめた令和4年度点検評価ポートフォリオを委員全員でチェックを行い、意見を収集した。第3回において、R4点検評価ポートフォリオ(中間報告)に対する意見の確認を行い、令和4年度のポートフォリオを完成させた。

第4回では、分野別認証評価の評価機関が認証されていない状況を背景に、今後の対応について話し合い、文部科学省への事務相談や、先行する専門職大学への聞き取り調査を実施していくこととした。また、分野別認証評価と毎年行う自己点検・評価を確実に進めるため、これまで運用上の設置に留まっていた副委員長長の職を委員会規程に明記し、合わせて、「生産環境経営学部の教員のうちから評議会が選定する者」を2人から3人に増員することで、令和6年度からの体制を強化することを決めた。

分野別認証評価に係る高知リハビリテーション専門職大学への訪問調査と文部科学省への事務相談を経て、第5回委員会(書面)において、令和6年度の分野別認証評価は、学校教育法第109条第3項ただし書の代替措置により実施することを前提に準備を進めることと、自己点検評価委員会内に評価実施の手順や基準の作成、評価委員の検討等を行う「分野別認証評価ワーキンググループ」を共通の組織として配置することを決定した。

第6回では、分野別認証評価外部委員会の設置、分野別認証評価の手引き、令和5年度自己点検・評価ポートフォリオの進捗状況について検討及び確認した。また、令和4年度自己点検評価結果に基づく改善指示への対応報告書の内容を確認した。

#### 2) 教員と事務職員等の連携及び協働

「FD・SD委員会」において、事務職員と教員が協働し教育内容等の改善、および事務職員の能力・資質の向上のための方針を決定している。令和5年度は、委員会を計6回(令和5年4月25日、5月23日、8月1日、10月17日、12月5日、令和6年2月27日)開催した。

授業への欠席、授業態度、成績評価に対する異議申し立て等、教務課職員と教員が学生の態度等を共有して進めている。欠席が目立つ学生への指導は、該当科目の教員が随時実施した。学生からの成績評価に関する異議申し立てはなかった。

### 3) 教育内容等の改善のための組織的な研修等

#### (ア) 授業評価アンケートの実施と改善方法

学修成果の把握及び改善のため、FD・SD委員会において授業評価アンケートを実施し、改善に向けた活動を実施した。

「何を教えたのか」ではなく、「何を学び身に着けたのか」という学修者の目線に立ち、教育の質を高める努力を継続して実施する必要がある。教学マネジメントの指針に沿って、学生の授業評価アンケートを実施し、教員・学生にフィードバックすることで教育の改善に資することを目的としている。令和5年度においても春期、夏期、秋期、冬期(通年を含む)の4期に分けて、1年生55科目、2年生40科目全科目について学生による授業アンケートを実施した。

1年生の履修学生のアンケート回答率は、春期では89%、夏期では79%、秋期では58%、冬期では56%と、秋期、冬期になるにつれ低下した。2年生の春期では58%、夏期では54%、秋期では39%、冬期では33%であり、同様に徐々に低下した。アンケートの結果については各教員にフィードバックし、今後の授業改善に役立てることとした。さらに学生からの様々な意見に対する各授業担当教員のコメントを記述し、夏期と冬期の終わりに全学生にフィードバックした。

今年度の配当科目について、科目全体の平均を前年度と比較すると、「この授業で、新たな知識や技能、考え方などを身に着けることが出来ましたか」の問いに対し、1年生では前年度4.6ポイントに対し今年度4.4ポイント、2年生では同4.6ポイントに対し4.5ポイントと同程度であった。また、「授業の内容や方法について、総合的にみてこの授業に満足していますか」の問いに対しては、1年生では前年度4.5ポイントに対し今年度4.3ポイント、2年生では同4.5ポイントに対し4.4ポイントと同程度であった。

科目別にみると、身に着けた実感ではほぼ全科目が4.0ポイント以上であったが、満足度では一部の科目で評価が低いものがあったため、さらなる改善が必要である。これらは教員の授業姿勢に関するものや学生が教員の授業の進め方の意義を誤解しているものも明らかになったため、この対応としても該当教員からのコメントを全学生にフィードバックした。

相対的には授業の満足度は年々上昇しており、教員の授業改善の結果ととらえることができる。今後も継続した取り組みが重要である。

#### (イ) 大学評価アンケートの実施と改善方法

開学4年となる令和5年度についても、FD・SD委員会において、年度終盤にカリキュラム編成等における学生評価アンケートを実施した。

実施方法として、大学全体を俯瞰し、継続的に改善していく共通認識のもと、昨年度と同じ内容の学生アンケートを実施した。学生への回答依頼については、学内ポータル上に無記名の「学校評価アンケート」を掲載し、より良い大学作りのための材料とする旨の説明を加えて、アンケートへ

の回答を促した。設問は、カリキュラム等の教務に関するものが7問、学生生活に関するものが12問の合計19問とし、学生の負担を最小限にするよう配慮した。また、すべての設問に自由記載欄も設けた。回答率は、1年生で51.0%、2年生で28.4%であった。

評価の概要は下記のとおりであった。

- ・授業・学修全般の満足度は、1年生で78%、2年生で84%が満足度を感じていた。
- ・授業・学修の成果を感じるかの問いに対し、1年生では80%、2年生では84%が「それなり」以上の成果を感じていた。
- ・カリキュラム編成に対しては、1年生では34%が「少し以上」の入れ替えを望んでいたが、2年生では68%が「少し以上」の入れ替えを望んでいた。
  - ・講義科目での満足度では、1年生は56%、2年生では64%が「やや満足」以上であり、2年生での講義科目への満足度は上昇していた。
  - ・実習科目での満足度では、1年生は86%、2年生では84%が「やや満足」以上であり、実習科目に関しては2年生でも満足度が極めて高かった。
  - ・記述意見をみると、講義内容が重複しているもの、配当時期の問題などの不満があった。
  - ・カリキュラム編成を今年度から改善をしており、次年度は新2年生も新カリキュラムになるため、その結果をみていくこととする。引き続き、学修者の視点に沿ったカリキュラム改善がなされているか検証をしていく予定である。

以上のように、令和5年度からのカリキュラム改善の結果は令和6年度の新2年生の評価を待つて検証することとした。

また、一部の科目でルーブリック評価を実施した。講義初日にルーブリック評価表を学生に配布して示すとともに、講義終了後には自己評価をさせた。

#### 4) 研修の機会等

「FD・SD委員会」において、研修を企画している。令和5年度は4月3日に学長講話を開催した。2回目は9月27日に「専門職大学が目指すもの」と題して、1. 専門職大学制度設計の経緯、2. 社会的役割と実践教育の在り方、3. 専門職大学が目指す将来像について、名古屋大学名誉教授寺田盛紀氏により、研修会を実施した。60名の教職員が参加した。

また、学生による授業アンケートを春期、夏期、秋期、冬期の終了時に、1年生55科目、2年生40科目の全科目を対象に実施し、授業改善の資料とした。

#### 5) 学修成果

(ア) 学修成果の可視化のための評価項目の設定

令和4年度の自己点検評価委員会で、決定した「学修成果の可視化のための学内評価計画」(下表)について、令和2～5年度の学修成果をとりまとめた(別添資料参照)。

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部  
学修成果の可視化のための学内評価計画

区分	入学前・入学直後 (アドミッション・ポリシー)		在学中 (カリキュラム・ポリシー)		卒業時 (ディプロマ・ポリシー)	
	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)
短期大学	入学試験 新入生アンケート	入試(学生課) 学生(学生課)	GPA評価 修得単位数 成績分布 授業評価アンケート(各期末) 大学評価アンケート(3月) 留年率・退学率・休学率・進学率 教育課程連携協議会	教務(教務課) 教務(教務課) 教務(教務課) FDSD(教務課) 学生・FDSD(学生課・教務課) 学生(学生課) 教務(教務課)	GPA評価 大学評価アンケート(3月) 学位授与数 資格取得 就職率・自家就農率 卒業生調査(卒業7年後) <sup>1)</sup>	教務(教務課) 学生・FDSD(学生課・教務課) 教務(教務課) キャリアサポート(学生課) キャリアサポート(学生課) キャリアサポート(学生課)
コース・ 実習専攻			GPA評価 修得単位数 <sup>2)</sup> 授業評価アンケート(各期末) <sup>3)</sup> ルーブリック評価 <sup>4)</sup> インターンシップ参加	教務(教務課) 教務(教務課) FDSD(教務課) 後期担任(教務課) キャリアサポート(学生課)	就職率・自家就農率 プロジェクト研究 ルーブリック評価 <sup>5)</sup> 資格取得	学生(学生課) プロ研・後期担任(教務課) 後期担任(教務課) キャリアサポート(学生課)
授業科目	農林業基礎科目の 成績評価(春期) <sup>6)</sup>	担当教員(教務課)	成績評価 ルーブリック評価 <sup>7)</sup> 出席状況 授業評価アンケート(各期末)	担当教員(教務課) 担当教員(教務課) 担当教員(教務課) 担当教員・FDSD(教務課)	—	

- 1) 卒業後の学生調査(就業状況等)を実施 2) 学生の取得単位を後期担任(コース専攻担任)も共有化 3) 各期の授業評価を後期担任も共有  
4) コース専攻別ルーブリックを教員学生で共有 5) コース専攻別ルーブリックで学生の自己評価を共有  
6) 農林業基礎科目(農学概論、農林業のための科学)の成績評価を前期担任も共有 7) 各講義でルーブリック評価を実施する

令和5年度卒業生が在学中に取得した資格は以下のとおりであり、取得数は前年度より増加した。大型特殊(農耕用)免許81名、刈払い機講習90名、茶手もみ師補7名、チェーンソー取り扱い資格9名、大型限定解除13名、牽引9名、家畜人工授精師9名、ドローン10名、フォークリフト免許50名、小型車両系建設機械運転特別教育修了者33名、毒物劇物5名、危険物乙4類1名、農業技術検定2級合格者4名、3級3名。

#### 6) 服務・コンプライアンス

学則第4章-第16条に基づき倫理委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学等倫理委員会規程により詳細を定めている。また、教員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、教員の自律性及び倫理性の維持・向上と職務の執行の公正さに対する県民の疑念や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する県民の信頼を確保するため、静岡県立農林環境専門職大学等教員倫理規程及び利害関係者等について定義した内規を定めている。

令和4年度の委員会において、営利企業等従事許可申請や、教育公務員特例法の兼業、贈与等報告書について、教員への定期的な周知活動をすべきとの意見が出たことから、6月6日の教授会において、倫理委員会から改めて定期的な周知活動を実施した。

10月13日の第1回委員会では、本学において明確に定めていない教員の懲戒処分に係る手続きについて話し合い、懲戒処分の審査は県の基準に基づき実施することと、当該審査に当たっては県人事課と相談して行うことの2点の対応方針について決定した。今後、本件は県人事課と合意を得た

上で、評議会で決定する手続きを取ることとしている。

なお、10月はコンプライアンス推進月間（今年度のテーマは「Let'sコンプライアンス～NO！ハラスメント～」）として、県の人事課が行うコンプライアンス検定を教職員全員が実施し、静岡県職員としてのコンプライアンスに関する理解度を上げた。

また、1月に県経済産業部内で逮捕者が続いたことを受け、教職員全員に、綱紀の厳正保持に万全を期するよう委員長（事務局長）が呼びかけを実施した。

ハラスメント対策については、防止及び対策を適切に実施するための機関として、ハラスメント防止対策委員会を設置し、「静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程」により詳細を定めている。

令和5年度は、10月13日に第1回委員会を開催し、文部科学省からの通知を参考に、「性暴力等」について、その行為の重大性を示すため本学のハラスメント防止対策規定に明記することが承認された。2月19日には委員長ほか関係職員が、公立大学協会主催の「大学におけるハラスメントの防止対策に関する教職員セミナー」に参加した。また、教授会において、最近の大学におけるハラスメント事例等を共有し、ハラスメント防止に対する意識を高めた。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	<ul style="list-style-type: none"><li>・自己点検評価書の中で「改善を要する点」として指摘された事項について、各委員会で検討し、毎年改善がされている。</li><li>・令和6年度の分野別評価に対しては、着実に準備が進められている。</li><li>・大学の様々なデータについては、「学修成果の可視化のための学内評価一覧」として、実績データを整理したことで、学修の成果がとても分かりやすくなった。引き続き実績を記録していくことで、様々な分析に活用できると期待される。</li></ul>
改善を要する点	将来を見越して必要性の低い科目と今後重要になる科目の選択をする等、その方向性を委員会等で議論する体制になっていないことから、教務委員会を中心に継続的にカリキュラムの改善について議論する体制を整え、実施する必要がある。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
<b>学校教育法</b>	
<p>第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第16条（教育課程連携協議会） 【資料A 01-03-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部自己点検評価委員会規程【資料A 03-01-2】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部自己点検・評価規程【資料A 02-03-2】</p> <p>自己点検評価報告書 【<a href="https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/">https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/</a>】</p>
<b>学校教育法施行規則</b>	
<p>第百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部入試委員会規程【資料A 03-07-2】</p>
<p>第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部自己点検評価委員会規程【資料A 03-01-2】</p>
<b>専門職短期大学設置基準</b>	
(教員と事務職員等の連携及び協働)	
<p>第四条 専門職短期大学は、当該専門職短期大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該専門職短期大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	
(教育内容等の改善のための組織的な研修等)	
<p>第十七条 専門職短期大学は、当該専門職短期大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部FD・SD委員会規程【資料A 03-03-2】</p>
(研修の機会等)	
<p>第五十五条 専門職短期大学は、当該専門職短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第十七条に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部FD・SD委員会規程【資料A 03-03-2】</p>
<b>法例外の関係事項</b>	
学修成果	
<p>学生の学修成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教務委員会規程【資料A 03-11-2】</p>
サービス・コンプライアンス	
<p>サービス規律の遵守や倫理性的の維持向上に資する取り組みやハラスメント対策を行っているか。</p>	<p>R5短大の春夏期科目の授業評価結果と教員コメント【資料C 07】</p>

	<p>R5短大の秋冬期科目の授業評価結果と 教員コメント【資料C 08】</p> <p>令和5年度 学生による授業評価の推移 (R2~5年度の比較)短期大学部【資料C 09】</p> <p>学生アンケートの教務関係に関する記述 意見の抜粋(短期大学部)【資料C 10】</p> <p>令和5年度 学生アンケート(教育関係 抜粋)(R2, 3, 4, 5年度の比較)短期大 学部【資料C 11】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等倫理委 員会規程【資料A 03-02】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等教員 倫理規程【資料A 02-05】</p> <p>本学の倫理体系図【資料C 12】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等におけ るハラスメントの防止等に関する規程 【資料A 05-01】</p>
--	--



## リ 財務に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) 予算の確保

本学は静岡県を設置者とする直営の県立大学であることから、予算編成は県全体としての予算編成の中に組み込まれており、県の財政担当課から示される予算編成方針等に基づき予算を編成している。県全体の緊縮財政の流れの中で、厳しい財政運営を強いられているものの、教育研究環境の整備に向けて、必要な経費の確保に努めている。

予算執行は、県の条例、規則に基づき事務処理を行い、会計部門による検査・指導や県監査委員事務局による監査を受けながら、適正な予算執行に努めている。

そのような中で、受託研究、共同研究などの外部競争資金の獲得を図っており、教育研究の財政的基板を支えている。

#### 2) 収入の状況

本学は法人化されていない公立大学であり、これら校地・校舎、図書・設備等は、全て静岡県の公有財産となっている。また、大学の会計は地方自治法の規定に基づく公会計によって、静岡県の一般会計に位置付けられている。

主な歳入である入学料、授業料等の自主財源と、運営に係る歳出の差額は全額静岡県一般財源から措置をされ、収支は常に均衡しており大学としての債務はない。

#### 3) 予算の推移

歳入予算に関しては、学年進行に伴う学生数の増加により授業料収入が増加している。

歳出予算に関しても、学年進行等の理由から事務局経費を中心に増加している。また、開学から4年となり外部機関等からの受託研究や共同研究の件数も増加していることから、受託研究費予算が増加している。

過去2年の予算の概況（大学と共通）

【歳入】

（単位：千円）

費目	令和4年度	令和5年度
入学料	15,317	15,317
授業料	65,236	72,972
その他	93,703	87,357
一般財源	1,331,616	1,042,155
歳入合計	1,505,872	1,217,801

## 【歳出】

(単位：千円)

費目	令和4年度	令和5年度
教育経費	46,726	43,502
研究支援費	22,323	22,323
事務局経費	285,962	305,689
学生経費	47,576	40,486
受託研究費	17,600	30,106
人件費	610,185	614,995
小計	1,030,372	1,057,101
施設整備費	475,500	160,700
歳出合計	1,505,872	1,217,801

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点 特になし。

改善を要する点 特になし。

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
専門職短期大学設置基準	
(教育研究環境の整備) 第五十条 専門職短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	



## 又 イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

### (1) 自己点検・評価の実施状況

#### 1) ICT環境の整備（担当：図書・情報ネットワーク委員会）

本学では、ICT環境の整備と改善を図るため図書・情報ネットワーク委員会内に情報ネットワーク部会を設置し、管理運用に取り組んでいる。

令和4年7月6日、本学に落雷があり、A棟換気設備の停止、C棟Wi-Fi設備の不具合、電源の喪失（一部）など、大きな被害があった。これを受け、情報ネットワーク部会において、「落雷等の外的要因によるサーバーのリスク管理」について検討した。現在の教育情報システムのサーバーは、バックアップサーバーも含め全てA棟3階に集中しており、落雷等でサーバーに被害が生じた場合、データの損失は避けられないことが明らかであることから、令和5年6月に、静岡市のNTT西日本データセンターにバックアップ装置を設置した。

また、開学時に構築した教育情報システムが、令和6年度末をもって保守ライセンスが切れることから、それに合わせて、災害時のデータ損失に備えたサーバーのクラウド化、端末・ネットワーク機器の更新とセキュリティの強化、SINET専用回線の導入を一体的に行う大規模な更改を検討し、令和6年度当初予算協議を行った。令和6年度中に更改を完了し、令和7年度から5年間のリース契約を結ぶ予定となっている。

#### 2) 研究活動の促進（担当：研究推進委員会）

本学では、研究水準の向上及び研究活動の質向上と活性化を推進するため研究推進委員会を設置し、活動している。今年度は特に、受託研究申請や動物実験申請等急を要する審議に迅速に対応するため、メールによる会議を計32回開催した。令和5年度は、教員研究費・重点研究費の配分、受託研究（2件）・共同研究（1件）や動物実験の申請（3件）の承認、間接経費の用途の検討、実験室で使用する消耗品の購入ルールなどを協議した。研究倫理に関しては、全教員を対象に研修会の開催とeラーニングの受講を実施した。

地元企業との連携の模索、他の研究機関や大学との研究交流、情報交換については、磐田市産業振興フェアへの出展、磐田市未来の農林業連携懇話会への参加、静岡県農業・畜産・林業技術研究推進会議を開催し、静岡県先進的農業推進協議会（11月22日、本学開催）に参加した。2月2日開催の磐田市未来の農林業連携懇話会主催の未来の農林業セミナーには、持続可能な農業の取り組みとして本学教員が講演した。

研究推進委員で組織する実験動物委員会では、静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程に基づく研究管理と自己点検評価を実施し、年度毎にホームページで情報公開してきた。動物実験の自己点検評価における外部検証は、義務ではないが文科省から強く求められることから、外部機関として県中小家畜研究センターに相互認証の形で、令和5年10月（訪問審査）を受験して1月に外部検証報告書を受領した。外部検証での指摘事項にて適正に修正し、学内規程の改定、様式の改定、関係要領の整備等を実施した。

3) 新入生セミナーの開講と学生担任制の導入 (担当：学生委員会、キャリア・サポートセンター運営委員会、学生担任)

短期大学部の入学初年次において、学修と生活への早期の適応力を身に付けさせるとともに、コース・専攻選択に関する指導、キャリア支援、就職活動支援など、学生に対する全般的な指導・支援を行うため、木曜日の1時限目に新入生セミナーを実施した。これを核とした総合的で計画的な支援活動を、学生担任、学生課、教務課と連携して令和5年度は計13回実施した。

学生担任は1年春夏期までの前期担任と、コース・専攻分け後(1年秋期)から卒業までの後期担任とし、下記の任務を行った。

- ・学生からの相談に応じ、又はその窓口として指導及び助言に当たること。
- ・本学の運営に関し、必要な事項を学生に周知すること。
- ・学生の意見を聞き、本学の運営に資すること。
- ・学生のコース・実習専攻選択における面談・相談・助言・誘導に関すること(前期担任)。
- ・企業実習、就職活動における相談・助言・誘導に関すること(後期担任)。
- ・その他学生生活に関すること。

学生アンケートにおける新入生セミナー・ホームルームの内容の評価は、1年の新入生セミナー、2年のホームルームとも満足の割合が5割以下となった。令和4年度までは就職活動の具体的なガイダンスを、まだ就職意識の低い1年の前半に集中させていたことから、令和5年度は「求人票の見かた」等、必要度の高い秋・冬の時期に変更したものの、評価が低くなった。新入生セミナーについては、開学当初の令和2年には毎週木曜日開催したものの、学生の負担を考慮し、回数を減らしてきた経緯がある。連絡をするだけでなく、学生が出席して良かったと思えるよう、内容について再検討が必要である。

4) 学生支援(学修支援、特別な支援、経済的支援) (担当：学生委員会、キャリア・サポートセンター運営委員会、学生担任)

#### ア 学修支援

学生の学修状況や進路希望、生活面で支援するために、学生個別面談を実施した。併せて、面談時に学生生活の問題等を聞き取り、快適な学生生活を送れるよう改善を図った。

#### イ 生活支援

本学では、学生の大学生活を支援するための学生委員会を設置している(学生委員会規程)。

学生委員会(委員長：学生部長)において、学生の厚生補導等に関する審議を行い、指導を実施した。また、事務局学生課に学生の支援に関する事務を分掌する学生担当を置いており、部活動や自治会活動等、学生の自主的活動を支援している。学生による部活動は、令和6年3月現在、運動系サークルが5団体、文化系サークルが13団体、生産系サークルが4団体の合計22団体が専任教職員を顧問とし、学生委員会の認可を受けて活動している。

開学以来、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により大学祭が開催できていなかったが、

令和5年度は、学生委員会、教務委員会、実習圃場委員会、企画・広報委員会から委員を募って「大学祭企画調整部会」を組織し、学生自治による大学祭運営が軌道に乗るまで、大学祭実行委員会の指導・支援、生産物の計画・販売等を指導・支援体制を整えた。その結果、11月9日(土)に盛大に開催され、学生、一般を対象にしたアンケートでは、それぞれに概ね好評であった。事後の12月7日、学生代表と企画調整部会では、次年度以降の改善点の整理、開催準備から終了に至るまでのマニュアル作成が決定された。

#### ウ キャリア形成支援

本学では、学生のキャリア形成支援のための企画・実施、就職情報の収集・提供、就職の斡旋・依頼、就職活動の支援等をキャリア・サポートセンターで行っている(キャリア・サポートセンター運営委員会規程第2条)。

令和5年度は、キャリア・サポートセンターの運営方針を検討するためのキャリア・サポートセンター運営委員会(以下委員会という)を5回(令和5年4月11日、8月8日、11月17日(書面)、12月22日、令和6年3月6日)開催し、2年間の支援計画(資料:就職・キャリア支援計画)を作成した。キャリア・サポート活動として、1年生に対し進路希望調査を2回(5月、1月)(表1)、学生担任と学生課による個人面談を2回(5月、10月)、進路のオリエンテーションを1回、進路セミナーを2回、就活セミナーを2回実施した。その他に希望者を対象として、履歴書個別指導、JA・経済連志望者対策講座、農業実習助手志望者対策講座を実施した。加えて、キャリア支援の一環として資格支援も実施している(資料:資格支援一覧)。学内を会場として、小型車両系建設機械安全講習、日本農業技術検定、フォークリフト運転講習、産業用ドローンオペレーター技能検定を行った。

表1 短期大学部1年生の進路希望調査結果(1月実施)(人・%)

区 分	人 数	割合(%)
独立就農	0	0.0
実家就農林	2	2.0
法人就農林	46	46.9
JA・森林組合等	15	15.3
農林業関係企業	17	17.3
公務員	4	4.1
一般企業	1	1.0
編入進学	2	2.0
海外・国内研修	6	6.1
未定	5	5.1
計	98	100.0

※休学中の1名は、進路希望調査を実施していない。

また、進路先とのマッチング支援の一環として、長期休業を活用したインターンシップへの参加は、学生個々の希望に基づいて受入先を斡旋し、推進した。

今年度は、短期大学部1年生19名、2年生32名が、37社の受入先でインターンシップを行った(表2)。

表2 インターンシップ実施件数

受入先		受入先数	参加人数
農業法人	野菜	19	23
	花き	2	2
	果樹	4	4
	茶	1	1
	畜産	2	2
	林業	4	9
農林業関連企業		3	4
JA、森林組合		4	11
公務員		2	2
その他企業		1	1
計		42	59

さらに、令和6年3月1日には、農業法人等の企業94社(資料:参加企業一覧)を招いて雇用就農等合同説明会を実施した。短期大学部学98名全員が参加し、採用担当者から直接説明を聞くことで相互理解を深めた。

昨年度のこの説明会をきっかけに学生の就職活動が活発化し、最終的に81%にあたる70名が農業関係の職場に就職した(表3)。

学生アンケートの結果、キャリア・サポートの内容やスケジュール感は、概ね十分と評価されたが、県外への就職を希望する学生へのサポートが不十分とのアンケート回答もあることから、今後、県外企業の採用情報等の拡充を検討する必要がある。

表3 令和5年度専門職短期大学卒業生進路状況

	人数(名)	卒業者に占める割合(%)
卒業生	86	
就職者	74	86
うち就農林者(自営、農林業法人)	39	45
うち農林関係企業・団体・公務員等	31	36
うち一般企業	4	5
進学者等	3	3
海外農業研修	5	6
未定	4	5

エ 経済的支援

本学では、経済的理由により授業料等の納付が困難と認められる者、その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等を減免し、分割して納付させ、又はその納付を猶予することができる。静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例第15条(授業料等の減免等)に規定している。また、学生委員会では、学生の奨学支援及び奨学金に関する事項を取り扱っている。さらに、学生のアルバイトは、大学あてに求人があった場合に、アルバイトとして適切かどうかを学生課で確認の上、学内掲示板に掲示して紹介している。

令和5年度の支援措置及びその利用状況は、次のとおりである。

表4 給付型支援措置(文科省 高等教育の就学支援制度)

		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	支出負担
授業料・入学金免除		満額	2/3の額	1/3の額	県
給付型 奨学金	自宅通学	29,200	19,500	9,800	日本学生 支援機構
	自宅外通	66,700	44,500	22,300	

表5 利用状況(人)

	就学支援利用者				学校独自減
	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	計	
短期大学部	14	9	2	25	0

給付型支援措置(農水省 新規就農者育成総合対策(就農準備資金))

次世代を担う農業者となる強い意欲のある青年(原則50歳未満)に対し、就農前の研修期間中(最長2年)に年間150万円が交付される制度で、専門職大学短期大学部は、県の研修機関として認定されている(令和2年度認定)。

表6 利用状況(人)

	1年生	2年生
短期大学部	3	1

表7 貸与型支援措置(日本学生支援機構)

奨学金種	利息	通学	貸与金額	主な申請要件
第一種	なし	自宅	20,000円、30,000円、45,000円	進学前の設定平均値が3.5以上または在籍学科の上位1/3以上
		自宅外	20,000円、30,000円、40,000円、51,000円	
第二種	あり		20,000円～120,000円 ※1万円単位で選択	出身学校または在籍学校での成績が平均水準以上

表8 利用状況(人)

	第一種奨学金	第二種奨学金
短期大学部	22	11

#### カ 厚生補導支援

令和5年度から、静岡県立農林環境専門職大学等障害学生支援委員会として、精神障害、身体障害、発達障害、後遺症を伴う傷害を持つ学生及び入学志願者を対象に支援活動を開始した。入試前の「事前相談」、入学時の「健康調査票」や入学後の「随時の健康相談」が入口になり、基本的に、障害者手帳等所持、医師の診断書、高校・中学までの配慮履歴、学校内外の専門家の意見等の配慮すべき根拠のある学生が対象となる。相談窓口は、保健師、スクールカウンセラー、教員の他、主だった事務系職員となっているため、必要とする支援内容に応じて気軽に相談できる体制になっている。今年度は、7名10件の配慮申請に対応し、講義・実習時における担当教員の同意の下で円滑に支援された。本委員会発足前は、4月の入学時健康相談、6月の連休後の緊張感からの解放に伴って増加する2峰性の傾向であったが、本年は、4月に集中した事から、聞取り項目を工夫した入学時健康調査票に基づく保健師とスクールカウンセラーの聞取りの有効性が確認された。なお、この支援要請は自己申告を原則としているため、支援要請する自己判断ができない場合は、細かい配慮に至らない欠点がある。一方、相談に訪れた学生からは支援制度の存在を歓迎するポジティブな意見が多く寄せられた。今後、実習が多い等の特殊性のある本学で、より学生の要望に寄り添う支援体制を検討していく必要がある。

ハラスメント事案では、事務局長とハラスメント防止対策委員会が連携し、学生間事案では学生委員会、学生間以外の事案では事務局長が審議し、学長に報告の上、学長の指示による必要な措置をとる事になっている。令和5年度の該当事例はなかった。

健康相談のうち、身体の不調や健康管理に関する相談や指導・支援は、保健医務室で対応している。保健室には嘱託職員1人を配置し、週3日入室するきめ細やかな対応の取れる体制を整備しており、利用状況は別添のとおりとなっている(別添資料4 保健医務室利用状況(令和6年3月31日現在))。

学生のメンタルヘルス対策としては、スクールカウンセラーを設置して対応している。カウンセラーは1人を配置し、週2日の相談日を設けている。また、4月27日、5月18日には、カウンセラー、保健師による講話をはじめ、カウンセリングを随時案内している。

(別添資料5 静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程)

#### キ 学生表彰規程の整備

学生表彰規程に基づき、成績優秀者4名(総合成績優秀者3名、プロジェクト研究発表最優秀者1名)、在学中最多資格取得者1名の、あわせて5名を表彰した。

#### ク 学生指導に関する内規の改定

令和3年度に制定した「懲戒処分に至らない学生の違反点数化指導」について、短期大学部学生では2件、延べ2名が指導対象となった。

#### 5) 国際交流

本学では国際感覚を身に着けた農林業経営者の育成を目指しており、海外農林業事情の授業として、オーストラリアへ行った。折からの、交通費の高騰や円安による研修費用の値上がりにもかかわらず25名(短大、4大合わせて)が参加した。

令和5年11月には、モンゴルからの農業技術研修生を7日間受け入れた。

また、令和5年3月2日にはインドネシア大使館でボゴール農科大学と農林環境専門職大学が大学間交流に関する覚書を締結し、教育および研究分野で今後の連携を図ることとし、令和5年5月18日にボゴール農科大学からの視察を受入れた。さらに、9月1日～6日には、学長がボゴール農科大学での講演とインドネシアの視察をし、連携を深めた。

令和6年度には、7月より1ヶ月間、試行的に2名の研修生をインターシップとして企業に紹介する計画となった。なお、本学には、海外研修生を受け入れるための組織・分担が明確されず、その意思決定も組織秩序によらない方法で決定されるため、令和6年度より国際交流支援タスクフォースを立ちあげて1年間かけて体制整備することとした。

#### 6) 社会連携・社会貢献

本学では、公開講座及び開学記念行事の企画及び運営等を企画広報委員会が行っている(企画

広報委員会規程)。

令和5年度は、企画広報委員会を3回(5月24日、8月9日、2月6日)開催し、農業者・県民向けの公開講座やサイエンスカフェ、各種広報活動の推進に関して検討を行った。

本委員会では、県民向け公開講座の総称を「アグリフォーレ公開講座」と銘打ち、企画し、受講生を募集した。今年度は、新規就農者に向けた、作物栽培の実技を伴う「アグリ実践講座」と、新たな事業展開を目指す農業者に向けた「アグリビジネス講座」の2講座を開講した。それぞれ6名、9名の受講者があり、受講者の評価は高かった。

また、令和4年度から開始した市民向けの「サイエンスカフェ」を今年度も継続し、3回目は「ドローンからみる森林や農作物の姿」をテーマに8月12日に、4回目は「こうしてできたイチゴ新品種 ～紅ほっぺ、きらび香～」をテーマに11月18日にそれぞれ開催し、好評を得た。特に4回目は、幅広い聴講者に本学の認知度を高めるため、初めて浜松市で開催した。次年度以降も市民の興味あるテーマを設定し、本学の認知度を高めるよう取り組む予定。

さらに、本学の機械研修場(掛川市)において農業機械研修計画に基づき、農業者向けに、農業機械の効率的かつ安全な利用に関し、高度な知識・技能を備えた担い手を養成するための研修を12回(受講人数156人)実施した。

#### 7) 新型コロナウイルス感染症への対応

本学では、新型コロナウイルス感染症の拡大に機動的に対応するため、評議会の下に新型コロナウイルス感染症対策委員会を設置し、感染防止対策や学事日程の変更等について協議することとしていたが、令和5年5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に移行したことを受け、新型コロナウイルス感染症対策委員会を感染症対策委員会へ改称し、学内で感染者が発生した場合には、季節性インフルエンザに準じた取扱いとすることを5月16日の評議会で決定した。

今後は、学内で新型コロナウイルス感染症を初めとする各種感染症の蔓延が疑われるなど、学長が必要と認めるときは、感染症対策委員会を開催のうえ、遠隔授業の実施や休講等の対応方針を決定し、評議員及び教職員に周知することとした。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症対策委員会及び感染症対策委員会は開催されなかった。

学生の健康管理においては、毎日のポータルアンケートによる検温結果の報告等の一連の新型コロナウイルス感染症対策は、5類感染症への移行に伴い終了した。

その後は、季節性インフルエンザ等その他の感染症と同様の扱いとし、発熱等、感染が疑われる症状が確認された場合は、学生寮においては隔離部屋への移動と自宅療養を徹底し、感染拡大を防止した。陽性が判明した学生へは医師の指示する期間、出席停止の措置を行った。学生に感染症の感染拡大の兆候が表れた場合には、日常生活における指導として、マスク着用、手洗い、手指消毒の徹底、3密の回避等の注意喚起を呼びかけた。

#### 8) 本学ビジョンと戦略の策定

本学は、令和5年度で開学4年目となり、令和6年度には将来のビジョンと戦略を明確にして大学の目指す姿や方向性を内外に示すことが急務である。令和5年度も昨年度に引き続き、将来構想策定部会を12回（令和5年6月14日、7月19日、9月5日、10月7日、8月9日、9月29日、10月31日、11月28日、12月21日、令和6年1月23日、2月19日、3月12日）開催し、内容の検討を行った。また、年度当初より教授会での説明会を3回開催し（4月3日、11月7日、12月5日）、策定に向け準備を進めた。

##### <ビジョンと戦略（仮称）の策定期間>

大学のビジョンとは、学長が大学の社会的な役割を踏まえて定める中長期的な方向性や目指す姿である。専門職大学である本学の特殊な状況を踏まえ、ビジョンと戦略の策定に関する考え方の共有を部会および学内の全教職員で諮った。令和6年度夏頃までにビジョンと戦略（ビジョン名：Agrifore Vision 2030）を内外に発信する、という学長の方針のもとに進められた。

##### <ビジョン骨子の検討と決定>

令和4年度に部会で作成した骨子について、令和5年3月に開催された教育課程連携協議会での指摘事項を踏まえた修正を部会で行い、ビジョンの骨子をまとめた。その骨子を令和5年4月3日の教授会において全教員に説明し、意見を募った。職員に関しては、事務局を通して周知し、同様に意見を求めた。集約された意見を部会で検討し、ビジョン骨子を定めた。

##### <骨子に基づいたビジョンの文章化：ビジョン学長答申案の作成>

骨子に基づき文章化したビジョンの作成を部会内で行い、修正を加え「ビジョン学長答申案」としてまとめ、11月7日の教授会において全教員に説明を行った。骨子と同様に職員に関しては、事務局を通して周知し、同様に意見を求めた。意見を集約し部会で検討後「ビジョン学長答申案修正案」として、12月5日の教授会に諮った。1名の教員から寄せられた意見を検討し、修正を加えたものを「ビジョン学長答申案最終版」とした。

##### <ビジョン学長答申案概要版の作成>

前述の「ビジョン学長答申案最終版」をもとに、各項目をA4版1枚に要約した概要版を部会で作成した。この概要版は、今後外部に公表した時に最も目にするものであるため、漏れないこと、分かりやすく要点を抑えていることを前提に作成した。その概要版を令和6年2月6日の教授会に諮ったところ、微修正を加えた上での承認が得られた。評議会を経て、3月19日に開催される教育課程連携協議会にて説明し、意見を求めた上で次年度の公表に向けとりまとめていく。



以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

学生委員会、キャリア・サポート委員会、学生担任による適切な学生支援等を実施している。学生表彰規程を新設し、卒業時に5名を表彰した。円滑な指導を

	<p>するために学生指導内規を改定した。新型コロナウイルス感染症に感染したときの対応方針について、評議会や対策委員会において迅速かつ機動的に決定して運営した。</p>
<p>改善を要する点</p>	<p>新入生セミナーについては、内容を精査し、学生の満足度が高いものとする。将来構想策定部会で策定した「Agrifore Vision 2030」では、具体的な内容が記載されていないことから、本学の将来を見据えて、より具体的な計画を策定する必要がある。</p>

## (2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	静岡県立農林環境専門職大学等図書・情報ネットワーク委員会規程【資料A 03-05】  静岡県立農林環境専門職大学等学内ネットワーク利用規程【資料A 09-04】
学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学生委員会規程【資料A 03-08-2】  短期大学部 新入生セミナーの実施計画(令和5年度)【資料C 13】  短大学生面談(5月～6月実施)について【資料C 14】
学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部キャリア・サポートセンター運営委員会規程【資料A 03-09-2】  静岡県立農林環境専門職大学等学生相談室規則【資料A 07-10】  静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程【資料A 05-01】  静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学生表彰規程【資料A 07-13-2】  短期大学部 学生表彰に係る成績優秀者の選考について【資料C 15】
学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	静岡県立農林環境専門職大学等の授業料等減免等取扱要綱【資料A 07-11】  新規就農者育成総合対策(就農準備資金)について【資料C 16】
国際交流	
社会連携・社会貢献	静岡県立農林環境専門職大学等企画・広報委員会規程【資料A 03-06】  アグリフォーレ公開講座「農業者向けスキルアップ講座」【資料C 17】  令和5年度 大型機械研修実績【資料C 18】 令和5年度 農業機械研修計画【資料C 19】 令和5年度 農業機械研修開催日【資料C 20】
新型コロナウイルス対策 COVID-19 への対応・対策として適切な措置を講じている。	保健医務室利用状況報告(学生利用分)【資料C 21】 発熱等の風邪症状がある学生への対応フロー【資料C 22】 新型コロナウイルス感染が判明した場合の学生寮における対応【資料C 23】  遠隔授業マニュアル【資料C 24】 遠隔授業実施のガイドライン【資料C 25】

<p>設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善  設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。</p>	<p>設置認可関係書類（履行状況報告書）  【資料B 05-01】</p>
<p>その他</p>	

## Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料



## 1) 自己分析活動の状況

本学では、学則第4章 第16条に基づき教育課程連携協議会を設置している。本協議会は、静岡県立農林環境専門職大学教育課程短期大学部連携協議会規則に則り、本学の教員及び職員に加え、企業や関係団体等から選出された14名の委員とで構成されている。協議会では、「産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関わる基本的な事項」、「産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関わる基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項」を審議している。令和5年度の第1回連携協議会は9月15日に開催した。主要テーマは、「プロジェクト研究について」であり、本学からはプロジェクト研究の概要、カリキュラムの位置づけ、学生と教員のマッチングの流れ、これまでの一期生、二期生のプロジェクト研究実績、プロジェクト研究の分野別事例として6つの具体的事例の紹介を報告した。第2回教育課程連携協議会は令和6年3月19日に開催した。主要テーマは、「開学から4年間の短期大学部学生の動向について」、「短期大学部 教育ビジョン(案)について」とした。前者については、開学の令和2年度からの短期大学部の学生の入学、専門希望、就職の動向、就職先からみた卒業生の資質等、後者については本学の将来構想策定部会を中心に協議してきた教育ビジョンと戦略について説明した。これらについて各委員から意見を求め、次年度以降の教育に反映させることとした。

また、学則第15条に基づきFD・SD委員会を設置している。本委員会は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部FD・SD委員会規程に則り、学科長(教務委員長)、学生部長、その他3人の教員、及び総務企画課長、教務課長、学生課長等の事務職員3人で構成されている。FD・SD委員会では、別記の授業評価アンケートの実施の他、以下の3つの事業を実施した。

1つめの事業としてのFD研修会では「専門職大学が目指すもの」と題して、1. 専門職大学制度設計の経緯、2. 社会的役割と実践教育の在り方、3. 専門職大学が目指す将来像について、名古屋大学名誉教授寺田盛紀氏により講演を賜った。

2つめの事業としては、教員表彰規程に基づき学生からのアンケートを実施し、短期大学部教員を1名、学長表彰として推薦し、令和6年4月9日の教授会で学長から表彰授与を行った。

3つめの事業として、教員相互の授業参観を実施した。

## 2) 自己分析活動の取り組み(目次) ※学習成果に関する分析の取り組み等を一つ以上記述します。

No.	タイトル	ページ数
1	FD・SD研修会の実施	70
2	教員表彰の実施	71
3	教員相互の授業参観の実施	72

### 3) 自己分析活動の取り組み

<b>タイトル</b> (No. 1)	FD・SD研修会の実施
<b>分析の背景</b>	<p>開学から3年3ヶ月が経過し、将来構想の策定やカリキュラムなどの見直しも行われている中、もう一度原点に帰って、専門職大学制度が策定された背景と目指す姿など制度設計を振り返り、様々な見直しの参考とする。</p>
<b>分析の内容</b>	<p>1) 実施方法</p> <p>(1) 基調講演 「専門職大学が目指すもの」 名古屋大学名誉教授 寺田盛紀氏</p> <p>(2) 出席者 短期大学部教員18名 職員14名計32名</p> <p>2) 講演内容の抜粋</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 専門職大学制度設計の経緯</li> <li>2. 社会的役割と実践教育の在り方</li> <li>3. 専門職大学が目指す将来像</li> </ol> <p>3) 質疑応答項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 専門職大学での「教育」と「研究」における教員としてのスタンスについて。</li> <li>2. 専門職大学における卒業要件の科目分類指定は、一般の大学にはない「基礎科目」、「職業専門科目」、「展開科目」、「総合科目」が定められているが、このような要件となった目的と背景について。</li> <li>3. 教育課程連携協議会の設置が義務付けられたことについて、その目的と背景について。</li> <li>4. 実務家教員の評価の考えについて。</li> <li>5. 社会的コンピテンスや応用力、計画立案力や仕事マネジメントがどの程度ついたかの評価方法について。</li> </ol> <p>など、積極的な意見交換がなされた。</p>
<b>自己評価</b>	<p>教員個々の抱える課題を出し合い共有することで、今後の方向性を議論する足掛かりができた。</p>
<b>関連資料</b>	<p>令和5年度 研修会資料【資料D 01】</p>

### 3) 自己分析活動の取り組み

<b>タイトル</b> (No. 2)	教員表彰の実施
<b>分析の背景</b>	<p>教育実践に顕著な成果をあげた教員に対して、その功績を表彰することにより、専門職大学の教員の意欲向上と学校教育の活性化を図ることを目的として、静岡県立農林環境専門職大学等優秀教員賞を実施する。</p>
<b>分析の内容</b>	<p>1) 実施方法</p> <p>優秀教員賞は、表彰される年度当初において、専門職大学の教員として在職し、当該年度の教育活動の実績が次の各号のいずれかに該当する者のうちから、若干名に授与する。</p> <p>(1) 授業において、卓越した指導力で教育効果の高い授業を実践した者</p> <p>(2) 教育方法の工夫又は改善に取り組み、顕著な教育成果をあげた者</p> <p>(3) その他優秀教員賞にふさわしいと認められる者</p> <p>選出については、優れた教員名を記述する学生アンケートにより、最多得票を得た教員とした。</p> <p>2) 選出教員</p> <p>短期大学の竹内教授が最多得票を得たことから、記述意見等を参考に学科長の代理としてFD・SD委員の横田准教授が学長に推薦し、学長名で表彰した旨を令和6年4月9日の教授会にて報告した。</p> <p>評価点については下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・座学や圃場実習時のミニ講義などにおいて、現物の展示や自作動画等を駆使した分かりやすく身につく実感のある授業を提供し、学生からの授業評価アンケートでも極めて高い評価を受けた。</li> <li>・的確で楽しい圃場実習を実践することができる優れた教員であり、作業のポイントやわかりにくいところにも、学生に差をつけることなく、公平で丁寧な指導を実施している。ひとり一人の学生に真摯に対応していることから、多様性のある学生からも厚く信頼されている。</li> <li>・現場(農業経営体、農業関連企業)情報をよく知る実務家教員として、学生の企業実習や就活相談にも積極的に対応している。学生に対して常に親身に対応しており、授業の隙間時間であっても学生の社会進出における様々な教示に怠りがない。</li> </ul>
<b>自己評価</b>	<p>学生による評価・推薦で表彰者を決定したことから、受賞教員のモチベーション向上につながった。他の教員にも刺激となったと考えられる。</p>
<b>関連資料</b>	

### 3) 自己分析活動の取り組み

<b>タイトル</b> (No. 3)	教員相互の授業参観の実施
<b>分析の背景</b>	優れた授業を参考にして各教員が自らの授業改善を図るため、教員相互の授業参観を実施し、その内容を共有する。
<b>分析の内容</b>	<p>1) 実施方法</p> <p>各教員は、参観を希望する授業を担当する教員に直接、アポイントメントをとり、了承を得たうえで参観を実施した。全ての教員には期間中、必ず1回以上の授業参観とその報告書の作成を義務付けた。報告書は、FD・SD委員会においてとりまとめ、2月の教授会で報告した。実施教員数18人(実施率95%)、実施回数19回であった。</p> <p>2) 報告書の概要</p> <p>ア 優れた点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生一人一人を気遣い、一緒に作業をすることで学生の能力のレベルを把握した指導ができていた。分け隔てなく、学生の指導を丁寧に実施していた。</li> <li>・作業終了後の学生たちの充実感が伝わってきた。</li> <li>・講義後半の時間を使って、理解度テスト(レポート作成)が予定されていたため、前半の講義本体は覚えておくべき基本事項の確認でしたが、短時間で要領良く実施されていた。</li> <li>・企業実習を目前に控えた学生に対して、民間企業での勤務評価等を事例紹介して、学生の社会人としての心構えを教授するなど、学生に寄り添った双方向の授業ができていた。</li> <li>・初めの5分位で、前回の講義の復習をしており、学生が授業を理解しやすい工夫をしている。</li> <li>・小さな教室であったが、マイクを使って話すため、聞きやすい。</li> <li>・ホワイトボードにパワーポイントの画像を映し、そこにマジックで書きながら説明するためわかりやすい。</li> <li>・資料の枚数が少なく、一つひとつの内容について、じっくり話をしている。</li> <li>・授業の最後のまとめや次回授業の概略を伝え、予習を促すことが良い。</li> <li>・明るい空気で授業が進んでいくなど、雰囲気づくりは大切だと感じた。</li> <li>・前回の復習を最初に、そして授業のまとめを最後に行っていて、学生の学びが深くなっている。</li> <li>・ホワイトボードにスライドを投影させて、学生に回答を直接書かせる場面があった。学生に授業への能動的な参加を促す方法として非常によい取り組みだと思う。</li> <li>・授業の中では、学生にこまめに発問を行うなど、常にコミュニケーションをとりながら進められていた。</li> </ul>

	<p>イ 改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パワーポイントの字が小さくて、読めないものがあった。</li> <li>・資料はカラー印刷で、図などが見やすいが、字が小さく見にくい。</li> <li>・全体を通じて整理するという事も考えるとレポート提出の電子化は取り入れてもよいと思われる。</li> <li>・広い教室の最後列で参観したところ、声が聞き取りにくかった。マイクをもう少し口に近づける必要がある。</li> <li>・パソコンスキルの差を埋めるには、なかなか1人の教員で演習を実施するのは難しく感じた。現在は学生間で教え合っている様子が見られたが将来的にはTA（アシスタント）を置いた方がよいのではないかと思う。</li> </ul>
<p>自己評価</p>	<p>各教員に最低1回の授業参観を義務付けたことにより、自己の授業改善への意欲が増進できたと考えられる。次年度以降も継続実施する必要がある。</p>
<p>関連資料</p>	<p>令和5年度 教員相互の授業参観実績、報告書【資料D 02】</p>



### Ⅲ「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料



## 1) 特色ある教育研究の状況

本学では、多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育てていくことができる人材の養成を目指している。

本学の行う特色ある教育研究の取組は下記のとおりである。

- 1) 各教員は学修効果の高い授業になるよう、工夫して授業を行っており、その実施内容については情報共有を図っている。
- 2) 先端技術の研究を実施することで、教育の質を高めている。
- 3) 本学の特徴である農林業実習（総合実習、圃場実習、演習林実習）について、「実習を通じた農林業に関する実践的かつ幅広い学び」に取り組んだ。また、実習作業が円滑に実施できるよう、実習圃場委員会において実習担当教員と関係事項の検討や情報共有を行った。
- 4) 本学が特に力を入れている企業実習の進め方について、臨地実務実習委員会において細部の検討や情報共有を行い、事前準備・企業実習・事後学習の指導に取り組んだ。
- 5) 2年次に実施するプロジェクト研究について、取りまとめ方、発表会等について代表教員を中心に検討し、プロジェクト研究発表会・卒業論文の指導を行った。
- 6) 本学の専門職業人養成のための研究を進めるため、JAバンク静岡アグリサポートプログラムの補助をいただき、静岡県の研究機関、地域の農林業現場と連携し、研究を行った。
- 7) 富士市有林を核とした人材育成に係る協定を締結し、活動した。

## 2) 特色ある教育研究の取組み(目次) ※学習成果に関する分析の取組み等を一つ以上記述します。

No.	タイトル	ページ数
1	学修効果を高める授業の取組について	79
2	教員研究の実施	81
3	実習を通じた農林業に関する実践的かつ幅広い学びについて	83
4	臨地実務実習（企業実習）及び臨地実務実習委員会の活動	85
5	プロジェクト研究への取組指導	87
6	担い手育成支援事業への取組	89

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<b>タイトル</b> (No. 1)	学修効果を高める授業の取組について（動画による事前学習、現場指導者による講義、授業に対する学生の意見・質問の聴取）
<b>分析の背景</b>	<p>本学では、少人数教育や実習・演習を重視した教育課程により、生産における実践力や付加価値向上の創造力を養成することをカリキュラムポリシーに掲げている。このことから、各教員は学修効果の高い授業になるよう、工夫して授業を行っており、その実施内容については情報共有を図っている。</p>
<b>分析の内容</b>	<p>1) 動画による事前学習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実習の指導は、細かなコツや注意点多くあるため、圃場で説明しているととても時間がかかり、学生の理解も進みにくい。</li> <li>・そこで、実習を始める前に行うミニ講義の中で、教員が作成した動画やJAグループが作成した動画を見せて説明した。</li> <li>・このことにより、学生が理論と具体的な作業方法について理解することができ、スムーズに実習作業を行うことができた。</li> </ul> <p>2) 現場の指導者による講義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産現場の指導者をゲストスピーカーとして召喚し、講義をしてもらうことで、より実践に近い学修ができた。</li> <li>・野生鳥獣管理利用論では、静岡県自然保護課職員を招き、学生向け講習を実施した。県内で狩猟と鳥獣の利活用を行っている地域おこし協力隊員からの話もしていただくことで、学生の野生鳥獣問題への取り組み意欲を喚起するとともに、狩猟免許取得のインセンティブとすることができた。</li> <li>・農村社会論では農村地域で活動している実践者、グリーンツーリズム論では全国農協環境協会職員を招き、現場の実際や実務について学んだ。学生からは、現場での本音や具体的な活動内容を知ることができ良かったという意見があった。</li> </ul> <p>3) 授業に対する学生の意見・質問の徴取</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業に対する学生の反応や理解度を確認し学修効果を高めるため、毎回、授業終了時に学生の意見や質問を徴取した。</li> <li>・医福食農連携論、農山村田園地域公共学、グリーンツーリズム論では毎回の講義終了時に行う小テストの用紙に、特に印象に残った内容とその内容に対する自らの考えや質問を書く欄を設け、提出させるようにしている。次回の講義の最初に、振り返りとして数名の内容の紹介と、その内容に対してコメントをしている。また、質問があればその回答も行うなど、クラス内で情報共有を行うことを心掛けている。</li> <li>・GAP演習と果樹栽培では、シャトルカードを全員に配布し、授業終了時に授</li> </ul>

	<p>業に対する感想、質問などを自由に記載させ、次回にその回答を記入したものを各学生に返している。学生からの質問内容で、全員に共有した方が良いものについては、次回の授業の中で説明するとともに、次年度の授業に反映させている。シャトルカードを活用することで、個々の学生の理解度や率直な感想も把握でき、分かりやすい授業実施に役立っている。</p>
<p>自己評価</p>	<p>各教員はそれぞれの授業内容を考慮し、学修効果を向上させるために工夫して授業を進めた。</p>
<p>関連資料</p>	<p>R5短大教員活動一覧 【資料E 01】</p>

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<b>タイトル</b> (No. 2)	教員研究の実施																																																																																			
<b>分析の背景</b>	本学では、栽培、林業、畜産の各分野における生産現場の生産性向上を図るための先端技術を導入する能力をディプロマポリシーに掲げている。教員が先端技術の研究を実施することで、教育の質を高めている。																																																																																			
<b>分析の内容</b>	本学教員により、下記のとおり研究活動が実施された																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>内容</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> <th>令和5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>研究論文発表</td> <td>8名 (査読あり16報、 査読なし3報)</td> <td>9名 (査読あり19報、 査読なし3報)</td> <td>7名 (査読あり19報、 査読なし3報)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>著書</td> <td>14名 (10冊20報)</td> <td>4名 (2冊3報)</td> <td>3名 (3冊5報)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>学会発表</td> <td>11名 (23報)</td> <td>11名 (25報)</td> <td>6名 (12報)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>冊子への公表</td> <td>7名 (20報)</td> <td>7名 (17報)</td> <td>5名 (14報)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>教員研究</td> <td>20名 (27テーマ)</td> <td>19名 (22テーマ)</td> <td>19名 (22テーマ)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>国内外の大学・研究機関・企業との共同研究</td> <td>6名 (7テーマ)</td> <td>7名 (11テーマ)</td> <td>3名 (4テーマ)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>国内外の大学・研究機関との学術交流</td> <td>2名 (客員准教授、 客員共同研究員)</td> <td>2名 (客員准教授、 客員共同研究員)</td> <td>2名 (客員准教授、 客員共同研究員)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>地域と連携した研究</td> <td>3名 (3テーマ)</td> <td>4名 (5テーマ)</td> <td>5名 (5テーマ)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>企業・農業団体・研究機関等からの受託研究</td> <td>4名 (4テーマ)</td> <td>2名 (2テーマ)</td> <td>1名 (1テーマ)</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>科学研究費補助金への申請</td> <td>4名 (4テーマ)</td> <td>4名 (4テーマ)</td> <td>6名 (8テーマ)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>科研費以外の公的競争的外部資金への申請・採択</td> <td>2名、1グループ (3テーマ)</td> <td>1グループ (3名) (1テーマ)</td> <td>1グループ (1名) (1テーマ)</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>民間団体の研究助成金の申請・採択</td> <td>7名 (10テーマ)</td> <td>5名 (8テーマ)</td> <td>6名 (7テーマ)</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>学会賞等の受賞</td> <td>1名 (園芸学会功 労賞)</td> <td>1名 (全国農業共済 協会 家畜診療賞)</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>出願した特許</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>研究成果の報道</td> <td>2回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table>	No	内容	令和3年	令和4年	令和5年	1	研究論文発表	8名 (査読あり16報、 査読なし3報)	9名 (査読あり19報、 査読なし3報)	7名 (査読あり19報、 査読なし3報)	2	著書	14名 (10冊20報)	4名 (2冊3報)	3名 (3冊5報)	3	学会発表	11名 (23報)	11名 (25報)	6名 (12報)	4	冊子への公表	7名 (20報)	7名 (17報)	5名 (14報)	5	教員研究	20名 (27テーマ)	19名 (22テーマ)	19名 (22テーマ)	6	国内外の大学・研究機関・企業との共同研究	6名 (7テーマ)	7名 (11テーマ)	3名 (4テーマ)	7	国内外の大学・研究機関との学術交流	2名 (客員准教授、 客員共同研究員)	2名 (客員准教授、 客員共同研究員)	2名 (客員准教授、 客員共同研究員)	8	地域と連携した研究	3名 (3テーマ)	4名 (5テーマ)	5名 (5テーマ)	9	企業・農業団体・研究機関等からの受託研究	4名 (4テーマ)	2名 (2テーマ)	1名 (1テーマ)	10	科学研究費補助金への申請	4名 (4テーマ)	4名 (4テーマ)	6名 (8テーマ)	11	科研費以外の公的競争的外部資金への申請・採択	2名、1グループ (3テーマ)	1グループ (3名) (1テーマ)	1グループ (1名) (1テーマ)	12	民間団体の研究助成金の申請・採択	7名 (10テーマ)	5名 (8テーマ)	6名 (7テーマ)	13	学会賞等の受賞	1名 (園芸学会功 労賞)	1名 (全国農業共済 協会 家畜診療賞)	0名	14	出願した特許	1件	0件	0件	15	研究成果の報道	2回	3回	3回			
No	内容	令和3年	令和4年	令和5年																																																																																
1	研究論文発表	8名 (査読あり16報、 査読なし3報)	9名 (査読あり19報、 査読なし3報)	7名 (査読あり19報、 査読なし3報)																																																																																
2	著書	14名 (10冊20報)	4名 (2冊3報)	3名 (3冊5報)																																																																																
3	学会発表	11名 (23報)	11名 (25報)	6名 (12報)																																																																																
4	冊子への公表	7名 (20報)	7名 (17報)	5名 (14報)																																																																																
5	教員研究	20名 (27テーマ)	19名 (22テーマ)	19名 (22テーマ)																																																																																
6	国内外の大学・研究機関・企業との共同研究	6名 (7テーマ)	7名 (11テーマ)	3名 (4テーマ)																																																																																
7	国内外の大学・研究機関との学術交流	2名 (客員准教授、 客員共同研究員)	2名 (客員准教授、 客員共同研究員)	2名 (客員准教授、 客員共同研究員)																																																																																
8	地域と連携した研究	3名 (3テーマ)	4名 (5テーマ)	5名 (5テーマ)																																																																																
9	企業・農業団体・研究機関等からの受託研究	4名 (4テーマ)	2名 (2テーマ)	1名 (1テーマ)																																																																																
10	科学研究費補助金への申請	4名 (4テーマ)	4名 (4テーマ)	6名 (8テーマ)																																																																																
11	科研費以外の公的競争的外部資金への申請・採択	2名、1グループ (3テーマ)	1グループ (3名) (1テーマ)	1グループ (1名) (1テーマ)																																																																																
12	民間団体の研究助成金の申請・採択	7名 (10テーマ)	5名 (8テーマ)	6名 (7テーマ)																																																																																
13	学会賞等の受賞	1名 (園芸学会功 労賞)	1名 (全国農業共済 協会 家畜診療賞)	0名																																																																																
14	出願した特許	1件	0件	0件																																																																																
15	研究成果の報道	2回	3回	3回																																																																																

 **自己評価**   本学教員により、多くの研究が実施され、発表が行われた。 |

関連資料

R5 短大教員活動一覧 【資料 E 01】

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<b>タイトル</b> (No. 3)	実習を通じた農林業に関する実践的かつ幅広い学びについて																			
<b>分析の背景</b>	<p>本学では、栽培（野菜・花き・茶・果樹）・林業・畜産の各分野の生産を牽引できる実践力と創造力を備えた生産現場のリーダー的生産者の育成をディプロマ・ポリシーとして掲げている。</p> <p>実践力と創造力を身につけるためには、圃場で実際に作物や土壌、木材や家畜に触れることが重要であることから、実習時間が多いカリキュラムが組まれている。</p> <p>また、各専門分野における実習が円滑に実施できるように、実習圃場委員会では実習担当教員との情報共有に努めた。</p>																			
<b>分析の内容</b>	<p>1) 1年春期・夏期は総合実習が行われ、全員が野菜・花き・茶・果樹・林業・畜産をローテーションで回り、その時期に行うべき基礎的作業を体験する（下表）。夏期終了時点で、学生の希望を踏まえてコースに分かれ、より高度な実習に移行する。</p> <p>2) 圃場実習Ⅰは栽培コース（野菜、花き、茶、果樹）、林業コース、畜産コースそれぞれの作業について、より高度で実践的な作業を実施した。</p> <p>3) 2年春～秋期は、圃場実習Ⅱとしてさらに発展した作業体系を体験する学修に進んでいくことで、生産現場のリーダーに必要な技術と知識を身につけていく。</p> <table border="1" data-bbox="367 1131 1396 1993"> <thead> <tr> <th data-bbox="367 1131 446 1164">コース・専攻</th> <th data-bbox="446 1131 973 1164">品目</th> <th data-bbox="973 1131 1396 1164">具体的な実習内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="367 1164 446 1265" rowspan="4">栽培コース</td> <td data-bbox="446 1164 973 1265">野菜</td> <td data-bbox="973 1164 1396 1265">施設野菜（メロン、イチゴ、トマト等）、露地野菜（レタス、ホウレンソウ等）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="446 1265 973 1545">花き</td> <td data-bbox="973 1265 1396 1545">露地切花（アスター、キク）、施設切花（バラ、ガーベラ、カーネーション、トルコギキョウ、キンギョソウ）、露地苗物（サルビア、ニチニチソウ等花苗）、施設鉢物（観葉植物、マーガレット、シクラメン、ポインセチア、コチョウラン等）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="446 1545 973 1612">茶</td> <td data-bbox="973 1545 1396 1612">茶</td> </tr> <tr> <td data-bbox="446 1612 973 1736">果樹</td> <td data-bbox="973 1612 1396 1736">ナシ、キウイフルーツ、ブドウ、ブルーベリー、モモ、カキ、温州ミカン、中晩柑（はるみ、不知火、せとか等）、ピロ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 1736 446 1836">林業コース</td> <td data-bbox="446 1736 973 1836">スギ、ヒノキ、しいたけ</td> <td data-bbox="973 1736 1396 1836">樹木と木材による樹種同定 森林調査、造林、伐木造材、原木しいたけ栽培、森林情報処理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="367 1836 446 1993">畜産コース</td> <td data-bbox="446 1836 973 1993">大家畜（肉用牛） 中小家畜（豚・採卵鶏）</td> <td data-bbox="973 1836 1396 1993">牛の飼養管理、特殊管理（哺乳、測尺、去勢、除角等）採卵鶏の飼養管理、集卵、家畜排せつ物処理、酪農・肉牛農場や関連施設（堆肥製造所、食肉処理場等）の現場視察、解</td> </tr> </tbody> </table>		コース・専攻	品目	具体的な実習内容	栽培コース	野菜	施設野菜（メロン、イチゴ、トマト等）、露地野菜（レタス、ホウレンソウ等）	花き	露地切花（アスター、キク）、施設切花（バラ、ガーベラ、カーネーション、トルコギキョウ、キンギョソウ）、露地苗物（サルビア、ニチニチソウ等花苗）、施設鉢物（観葉植物、マーガレット、シクラメン、ポインセチア、コチョウラン等）	茶	茶	果樹	ナシ、キウイフルーツ、ブドウ、ブルーベリー、モモ、カキ、温州ミカン、中晩柑（はるみ、不知火、せとか等）、ピロ	林業コース	スギ、ヒノキ、しいたけ	樹木と木材による樹種同定 森林調査、造林、伐木造材、原木しいたけ栽培、森林情報処理	畜産コース	大家畜（肉用牛） 中小家畜（豚・採卵鶏）	牛の飼養管理、特殊管理（哺乳、測尺、去勢、除角等）採卵鶏の飼養管理、集卵、家畜排せつ物処理、酪農・肉牛農場や関連施設（堆肥製造所、食肉処理場等）の現場視察、解
コース・専攻	品目	具体的な実習内容																		
栽培コース	野菜	施設野菜（メロン、イチゴ、トマト等）、露地野菜（レタス、ホウレンソウ等）																		
	花き	露地切花（アスター、キク）、施設切花（バラ、ガーベラ、カーネーション、トルコギキョウ、キンギョソウ）、露地苗物（サルビア、ニチニチソウ等花苗）、施設鉢物（観葉植物、マーガレット、シクラメン、ポインセチア、コチョウラン等）																		
	茶	茶																		
	果樹	ナシ、キウイフルーツ、ブドウ、ブルーベリー、モモ、カキ、温州ミカン、中晩柑（はるみ、不知火、せとか等）、ピロ																		
林業コース	スギ、ヒノキ、しいたけ	樹木と木材による樹種同定 森林調査、造林、伐木造材、原木しいたけ栽培、森林情報処理																		
畜産コース	大家畜（肉用牛） 中小家畜（豚・採卵鶏）	牛の飼養管理、特殊管理（哺乳、測尺、去勢、除角等）採卵鶏の飼養管理、集卵、家畜排せつ物処理、酪農・肉牛農場や関連施設（堆肥製造所、食肉処理場等）の現場視察、解																		

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 70%; text-align: center;">剖(豚、鶏)</td> </tr> </table> <p>各コース・専攻別に、それぞれの分野で経験豊かな実務家教員が生産現場に即した実践的な指導を行っている。</p> <p>また、この圃場実習を円滑に実施し、履修する学生の学修効果を高めるために、全5回の委員会を開催し、以下の内容について具体的に検討した。</p> <p>第1回：実習当番、校内販売、生産物収入の取扱い、圃場管理費、社会人向け機械研修、企業実習時の学生の自家用車乗り入れ、農薬の適正管理等について検討。</p> <p>第2回：校内販売、短大1年の実習当番、栽培施設の修繕費、教職員向け機械整備研修、大型機械研修実習時の運転免許取得考え方、実習時における農業機械の安全確保、令和6年度以降のアグリネットの使用、農薬の適正な管理、年兆個の管理について検討。</p> <p>第3回：実習中の事故防止、校内販売、機械整備研修、農薬の適正な管理、燃料庫の管理について検討。</p> <p>第4回：校内販売について、茶の実習圃場の確保、教育経費、林業コースの実習用備品確保について検討。</p> <p>第5回：圃場実習時の公用車使用、総合実習の実施、圃場実習の実施、機械保守点検整備研修、農薬棚卸について検討</p>		剖(豚、鶏)
	剖(豚、鶏)		
自己評価	<p>授業評価アンケートでは、授業内容に満足している学生が約9割であり、コース・専攻に分かれて授業を行うことで、各学生が求める内容について効果的に教育できていると考えられた。また、多くの時間を実習に費やしていることから、卒業後に生産者になるための技術習得が順調にできていると考えられる。</p> <p>また、実習圃場委員会については、令和5年度は圃場実習の円滑な実施のための情報共有、圃場作業中の事故対策、職員向け安全対策研修会の実施、連携団体等との協定書案の検討を通じ、圃場実習が円滑に行われ、学修効果が高まるように努めた。さらに実習担当教員・圃場担当会計年度職員向けの農機具点検整備研修を実施し、実習時の作業安全確保に努めた。</p>		
関連資料			

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<b>タイトル</b> (No. 4)	臨地実務実習（企業実習）及び臨地実務実習委員会の活動																																										
<b>分析の背景</b>	<p>令和5年度春期～秋期に本学3期生が生産者や企業の下で企業実習を実施した。また、臨地実務実習委員会では、企業実習を円滑に実施するため、臨地実務実習要綱（短期大学部）の修正、実習受け入れ先の拡充、学生の希望調査等の事前準備とともに、学生に対する事前・事後学習、報告会の指導を通じて企業実習の学修効果が高まるように努めた。</p>																																										
<b>分析の内容</b>	<p>令和5年4月開講の春期企業実習（野菜前期）から、秋期（10、11月）までの栽培、畜産、林業の全コースで企業実習を行った。</p> <p>短期大学部 企業実習実績</p> <table border="1" data-bbox="354 846 1407 1288"> <thead> <tr> <th>コース・専攻</th> <th>実習時期</th> <th>学生数 (人)</th> <th>実習受入経 営体数</th> <th>受入企業例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">栽培コース・野菜</td> <td>春期（4～5月）</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>メロン生産農業法人等</td> </tr> <tr> <td>秋期（10～11月）</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>イチゴ生産農業法人等</td> </tr> <tr> <td>栽培コース・花き</td> <td>秋期（10～11月）</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>バラ生産農業法人等</td> </tr> <tr> <td>栽培コース・茶</td> <td>春～夏期（5～6月）</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>茶生産農業法人等</td> </tr> <tr> <td>栽培コース・果樹</td> <td>秋期（10～11月）</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>柑橘生産農業法人等</td> </tr> <tr> <td>畜産コース</td> <td>夏期（6～7月）</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>酪農場、養鶏場等</td> </tr> <tr> <td>林業コース</td> <td>秋期（10～11月）</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>森林組合、製材企業等</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、企業実習が円滑に実施できるよう、全4回の委員会を開催し、以下の内容について具体的に検討した。</p> <p>第1回：企業実習（春期）の準備状況の確認。企業実習期間中の自動車使用、専攻以外の企業実習、夏期・秋期の準備状況、社会人向け機械研修、県外の経営体での企業実習について検討。</p> <p>第2回：新規受け入れ経営体の追加および依頼状況、企業実習（秋期）の準備状況、実施計画、報告会について検討。</p> <p>第3回：企業実習要綱（短大）の改正、実習先への対応事例、企業実習の実施状況、企業実習報告会、</p> <p>第4回：R6年企業実習（春、夏期）の準備状況、企業実習受け入れ経営体の追加、各部門の準備状況について検討した。</p>				コース・専攻	実習時期	学生数 (人)	実習受入経 営体数	受入企業例	栽培コース・野菜	春期（4～5月）	20	20	メロン生産農業法人等	秋期（10～11月）	20	20	イチゴ生産農業法人等	栽培コース・花き	秋期（10～11月）	8	8	バラ生産農業法人等	栽培コース・茶	春～夏期（5～6月）	8	7	茶生産農業法人等	栽培コース・果樹	秋期（10～11月）	15	15	柑橘生産農業法人等	畜産コース	夏期（6～7月）	11	11	酪農場、養鶏場等	林業コース	秋期（10～11月）	12	11	森林組合、製材企業等
コース・専攻	実習時期	学生数 (人)	実習受入経 営体数	受入企業例																																							
栽培コース・野菜	春期（4～5月）	20	20	メロン生産農業法人等																																							
	秋期（10～11月）	20	20	イチゴ生産農業法人等																																							
栽培コース・花き	秋期（10～11月）	8	8	バラ生産農業法人等																																							
栽培コース・茶	春～夏期（5～6月）	8	7	茶生産農業法人等																																							
栽培コース・果樹	秋期（10～11月）	15	15	柑橘生産農業法人等																																							
畜産コース	夏期（6～7月）	11	11	酪農場、養鶏場等																																							
林業コース	秋期（10～11月）	12	11	森林組合、製材企業等																																							

自己評価	令和5年度はこれまでの準備に加え、秋期の企業実習が大学3年生と重るため、新規受け入れ経営体の拡充を重点に活動した。これにより、短期大学部2期生の企業実習を円滑に実施することができた。さらに、傷害保険契約に関連して要綱の改定を実施し、令和5年度の企業実習の円滑な実施に備えた。
関連資料	

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<b>タイトル</b> (No. 5)	プロジェクト研究への取組指導
<b>分析の背景</b>	<p>本学では、学修の集大成としての総合科目である「プロジェクト研究」を2年次に実施することから、1年次に学生個々のテーマ設定や教員とのマッチングを実施し、4月からプロジェクト研究が実施された。昨年に引き続き、学科長から指名された3名の代表教員を中心に協議を重ねた。</p>
<b>分析の内容</b>	<p>2期生へのプロジェクト研究の取組指導は、担当教員と学生とで4月から個別に行われた。3期生のプロジェクト研究については、昨年度のような詳細なテーマ設定を廃して、教員の研究分野を考慮してのマッチングを実施した。</p> <p>プロジェクト研究の発表会については、学生数の増加に伴い1会場3日から2会場2日で実施する変更案を代表教員が提示し、教授会にて決定した。</p> <p>プロジェクト研究の発表会をA416、A201の2会場、2月21日、22日の2日間で実施し、畜産の1名を除く88名が研究発表を行った（当初89名を予定）。発表会の運営（司会、タイムキーパー、照明係、マイク係）は学生が役割分担して行った。研究発表の内容（話し方、スライド、時間、成果の提示、論理性と客観性、質疑応答）について、毎回5人の教員による審査が実施され、うち上位10名について、代表教員がビデオ判定も含めて協議した結果、最優秀賞1名、優秀賞5名が選ばれた。</p> <p>卒業論文については、締切日の2月28日までに発表ができなかった1名を除く対象学生が提出した。</p> <p>4月25日：様式・スケジュール・教員からの意見について検討した。</p> <p>10月4日：新入生セミナーでのプレゼンテーション等打ち合わせをした。</p> <p>11月11日：新入生セミナーについて、コロナ対応で臨時的打ち合わせをした。</p> <p>12月2日：3期生の指導教員の調整およびプロジェクト研究の発表会の進め方(変更)、発表会に関連するスケジュール、発表の評価、優秀賞の選定について検討した。</p> <p>12月6日：教授会にて、発表会の進め方(変更)等について提案し、了承された。</p> <p>12月14日：3期生の指導教員の最終決定をした。</p> <p>2月21日：A416 栽培（野菜）27名 計27名 A201 林業9名、栽培（果樹）15名 計24名</p> <p>2月22日：A416 栽培（野菜）13名 栽培（茶）4名 計17名 A201 栽培（花き）10名、畜産11名 計21名</p>

<p>自己評価</p>	<p>プロジェクト研究の実施、発表会、論文の取りまとめについては、3回目となったが、ほとんどの学生は計画的に進めることができた。1名発表できない学生が出てしまったことについては、今後指導方法についての検討を要する。</p>
<p>関連資料</p>	<p>プロジェクト研究に関する履修ガイド（短期大学部）【資料E 02】  プロジェクト研究ルーブリック評価（短期大学部）【資料E 03】  教員テーマ一覧（短期大学部）【資料E 04】</p>

### 3) 特色ある教育研究の取組み

<b>タイトル</b> (No. 6)	担い手育成支援事業への取組																																																		
<b>分析の背景</b>	<p>将来の農畜産業の担い手の育成や、地域農業の振興・発展及び地域活性化に繋げることを目的とする「JAバンク静岡アグリサポートプログラム」における担い手育成支援事業が、静岡県信用農業協同組合連合会(支援団体)との協議により継続的に実施されることとなった。併設する農林環境専門職大学と共同で、令和3年度から毎年実施している。</p>																																																		
<b>分析の内容</b>	<p>令和5年度は助成上限の100万円を上回る応募が得られ、教務委員長と研究推進委員長との審査協議によって助成限度額まで絞り込みを行った。その後、支援団体に申請し、下記の課題が採択され、実施された。研究結果については、年度末に本学で開催された成果発表会で報告され、その様子は新聞で報道された。</p> <p style="text-align: center;">令和5年度 採択課題</p> <table border="1" data-bbox="354 846 1407 1585"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>応募学生</th> <th>研究テーマ</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大学3年</td> <td>新規就農者の農福連携によるカンキツ耕作放棄地再生モデルの構築</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>大学3年</td> <td>在来作物等が直面する課題解決に向けた新商品開発</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>大学2年、3年</td> <td>静岡の伝統食「とろろ汁」の多様性と食文化に関する研究 Part II</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>大学4年</td> <td>農福連携による農業経営革新に関わる調査研究</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>大学2年</td> <td>森町鍛冶島地区の粟の特産化に向けた研究</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>短大2年、大学3年</td> <td>柚子を摂取したブランド肉養鶏の開発</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>短大2年</td> <td>果樹の有機農業の実態調査と実証</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>短大2年</td> <td>ヤマモモの収穫・保存・利用に関する研究</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>短大2年</td> <td>同園地内でのイチジク‘榊井ドーフィン’の疫病発生分布と軽減対策</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>短大2年</td> <td>農業経営における発達障害対応の就労体制についての研究</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>短大2年</td> <td>有機緑茶の販売戦略に関する研究</td> <td>70,000</td> </tr> </tbody> </table>			番号	応募学生	研究テーマ	助成額	1	大学3年	新規就農者の農福連携によるカンキツ耕作放棄地再生モデルの構築	100,000	2	大学3年	在来作物等が直面する課題解決に向けた新商品開発	100,000	3	大学2年、3年	静岡の伝統食「とろろ汁」の多様性と食文化に関する研究 Part II	100,000	4	大学4年	農福連携による農業経営革新に関わる調査研究	70,000	5	大学2年	森町鍛冶島地区の粟の特産化に向けた研究	100,000	6	短大2年、大学3年	柚子を摂取したブランド肉養鶏の開発	100,000	7	短大2年	果樹の有機農業の実態調査と実証	100,000	8	短大2年	ヤマモモの収穫・保存・利用に関する研究	100,000	9	短大2年	同園地内でのイチジク‘榊井ドーフィン’の疫病発生分布と軽減対策	100,000	10	短大2年	農業経営における発達障害対応の就労体制についての研究	70,000	11	短大2年	有機緑茶の販売戦略に関する研究	70,000
番号	応募学生	研究テーマ	助成額																																																
1	大学3年	新規就農者の農福連携によるカンキツ耕作放棄地再生モデルの構築	100,000																																																
2	大学3年	在来作物等が直面する課題解決に向けた新商品開発	100,000																																																
3	大学2年、3年	静岡の伝統食「とろろ汁」の多様性と食文化に関する研究 Part II	100,000																																																
4	大学4年	農福連携による農業経営革新に関わる調査研究	70,000																																																
5	大学2年	森町鍛冶島地区の粟の特産化に向けた研究	100,000																																																
6	短大2年、大学3年	柚子を摂取したブランド肉養鶏の開発	100,000																																																
7	短大2年	果樹の有機農業の実態調査と実証	100,000																																																
8	短大2年	ヤマモモの収穫・保存・利用に関する研究	100,000																																																
9	短大2年	同園地内でのイチジク‘榊井ドーフィン’の疫病発生分布と軽減対策	100,000																																																
10	短大2年	農業経営における発達障害対応の就労体制についての研究	70,000																																																
11	短大2年	有機緑茶の販売戦略に関する研究	70,000																																																
<b>自己評価</b>	<p>教員の支援のもと、学生の課題解決研究が積極的に取り組まれ、とても良い総合学修ができた。研究結果については、JAバンク静岡の担い手育成支援事業実績・成果報告書として県下のJAグループに配布され、本学の学生の取り組みが広く伝えられた。</p>																																																		
<b>関連資料</b>	担い手育成支援事業実績・成果報告書【資料E 05】																																																		



## 認証評価共通基礎データ



認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1(令和5年5月1日現在)

事項		記入欄										備考	
大学の名称		静岡県立農林環境専門職大学短期大学部											
学校本部の所在地		静岡県磐田市富丘678-1											
教育研究組織	学士課程	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地								備考	
		生産科学科	令和2年4月1日	静岡県磐田市富丘678-1									
	大学院課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地								備考	
	専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地								備考	
別科等	別科・専攻科・附置研究所等の名称	開設年月日	所在地								備考		
学生募集停止中の学部・研究科等		-											
教員組織	学士課程	学部・学科等の名称	専任教員等										備考
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	非常勤教員	専任教員一人当たりの在籍学生数	
		生産科学科	6人	5人	10人	0人	21人	10人	3人	0人	27人	9.29人	
		(大学全体の収容定員に応じた教員数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	6人	5人	10人	0人	21人	10人	3人	0人	27人	9.29人		
	大学院課程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員										備考
			研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計	助手	非常勤教員	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
	計												
	専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	専任教員										備考
			専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家教員数	うちみなし教員数	助手	非常勤教員	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
計													
施設・設備等	校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計	備考				
		校舎敷地面積	-		m	18,076m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	18,076m <sup>2</sup>	校地等及び校舎は大学と共有			
		運動場用地	-			10,469m <sup>2</sup>			10,469m <sup>2</sup>				
		校地面積計	-		m <sup>2</sup>	28,545m <sup>2</sup>			28,545m <sup>2</sup>				
	その他	-			52,499m <sup>2</sup>			52,499m <sup>2</sup>					
	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計						
	校舎面積計	m <sup>2</sup>	366m <sup>2</sup>	6,039m <sup>2</sup>	494m <sup>2</sup>	6,899m <sup>2</sup>							
	校舎等	学部・研究科等の名称	室数										
			生産科学科	20室									
		区分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設						
教室等施設		16室	-	7室	1室	-							
サテライトキャンパス等													
図書館・図書施設等	図書館等の名称	面積	閲覧座席数										
		図書館	710.77m <sup>2</sup>	104席									
	図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち国外〕									
		図書館	16,867〔422〕冊	129〔22〕種	22〔22〕種								
		〔 〕	〔 〕	〔 〕									
	計	〔 〕	〔 〕	〔 〕									
体育館	面積												
	904m <sup>2</sup>												

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2(令和5年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	入学定員に対する平均比率	備考	
	生産科学科	志願者数	86	116	115	149		0.91		
		合格者数	84	104	101	106				
		入学者数	77	92	92	101				
		入学定員	100	100	100	100				
		入学定員充足率	0.77	0.92	0.92	1.01				
		在籍学生数	77	169	184	195				
		収容定員	100	200	200	200				
	収容定員充足率	0.77	0.84	0.92	0.97					
			志願者数							
			合格者数							
			入学者数							
			入学定員							
			入学定員充足率							
			在籍学生数							
収容定員										
合計		志願者数	86	116	115	149	0	0.91		
		合格者数	84	104	101	106	0			
		入学者数	77	92	92	101	0			
		入学定員	100	100	100	100	0			
		入学定員充足率	0.77	0.92	0.92	1.01				
		在籍学生数	77	169	184	195	0			
		収容定員	100	200	200	200	0			
収容定員充足率	0.77	0.84	0.92	0.97						

<編入学>

学部名	学科名	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	備考
	生産科学科	入学者数(2年次)	—	—	—	—	—	
		入学定員(2年次)	—	—	—	—	—	
学部合計		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	